

第一百八十九回

参議院文教科学委員会会議録第九号

平成二十七年五月十九日(火曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十二日

辞任

高橋

克法君

補欠選任

藤井

基之君

五月十三日

辞任

森本

真治君

補欠選任

前田

武志君

五月十四日

辞任

堀内

恒夫君

補欠選任

松下

新平君

五月十五日

辞任

松下

新平君

補欠選任

堀内

恒夫君

水落

敏栄君

石井

浩郎君

赤池

誠章君

中等教育局長

文部科学省初等

文化庁次長

厚生労働省社

保健福祉局監察官

文部科学大臣官

文化庁次長

文部科学省青少年ス

文化庁次長

文部科学大臣官

委員
委員長
理事

出席者は左のとおり。

委員長	水落 敏栄君
理事	石井 浩郎君
	赤池 誠章君
	斎藤 嘉隆君
	神本美恵子君
	斎藤 晟一君
	橋本 聖子君
	橋本 基之君
	藤井 恒夫君
	丸山 和也君
	吉田 博美君
	那谷屋 正義君

副大臣	内閣府副大臣
	文部科学副大臣
	経済産業副大臣
	大臣政務官
	財務大臣政務官
事務局側	常任委員会専門
政府参考人	美濃部寿彦君

副大臣	内閣府副大臣
	文部科学副大臣
	経済産業副大臣
	大臣政務官
	財務大臣政務官
事務局側	常任委員会専門
政府参考人	美濃部寿彦君

- 政府参考人の出席要求に関する件
- 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査
- 財務省から示された教職員定数削減案に対する調査
- 委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(水落敏栄君) ただいまから文教科学委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告をいたします。
去る十一日、高橋克法君が委員を辞任され、その補欠として藤井基之君が選任されました。

○委員長(水落敏栄君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお詫びいたします。
教育、文化、スポーツ、学術及び科学技術に関する調査のため、本日の委員会に、理事会協議のとおり、文部科学大臣官房文教施設企画部長関靖直君外五名を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認め、さよう決定をいたしました。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 教育、文化、スポーツ、学術及び科学技术に関する調査を議題とし、質疑を行います。
○神本美恵子君 おはようございます。民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。

質疑のある方は順次御発言願います。
○委員長(水落敏栄君) おはようございます。民主党・新緑風会の神本美恵子でございます。
質疑通告をしていないんですけども、昨日の夜のテレビニュースとか今日の新聞等でも出ておりますが、まさに大臣、新国立競技場の屋根なし五輪開催という、それから客席も一部仮設というようなことが報じられておりますけれども、この経緯と、なぜこうしたことになつたのかということの御説明をお願いしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) おはようございます。
新国立競技場の建て替え問題でございますが、昨日、外添東京都知事にお会いをいたしまして、新国立競技場についての一部負担について東京都にお願いをいたしました。その中で、外添知事との話の中で説明申し上げたことではあります。解体工事は、当初はちょっといろいろとあります。たが、結果的には予定どおり九月までに完了するということになった中で、今年の十月からよいよ建設工事に入ります。その中で業者が二社選定されたところをございます。

その選定された業者とJSCと事務的に話を詰めている中で、一つは、これまで行くと、二〇一九年のラグビーワールドカップの開催されるのが夏であります。芝生の状況等ありますので、春までには竣工完成をしてもらいたいという期日、それから、一千六百億程度の規模に、当初のザハさん、建築士のとおりに造つたら三千億ぐらいい掛かるものを縮小して造ることになつたわけですが、実際、施工業者に、計算によるとそれが大幅に超えそつだと。それは、建築資材の高騰やあるいは労務費等の高騰等々、それから材料

費の質の問題等があるということの中で今協議をしている最中でございますが、何としても期日に間に合わせて竣工完成をしてもらう必要があるということの中で、開閉式の屋根については、それだけを設置するだけで数か月掛かる。それを設置するとラグビー・ワールドカップの開催に間に合わなくなる可能性があるということで、これは二〇二〇年の東京大会が終わつた後、造ることになりました。

なぜかというと、そもそも屋根を造る理由といふのは、ラグビー・オリンピック・パラリンピックのためではなくて、その後の会場の有効活用のためにあの場所は周辺の騒音問題があつて年に一度程度しかそういうコンサートが開けないという、そういう制約がございました。屋根を造ることによって、今後、そういうふうなコンサートや文化活動ができるようになる、そのことによつて運営費等も二〇二〇年以降も黒字でやつていけるという中で屋根を付けることになったわけありますので、そもそもオリンピックあるいはパラリンピック、それからラグビーには影響のない形で進めるという中でのことであります。

それから、今業者と詳細を詰めておりますので、まだ具体的な金額は表示はできませんが、できるだけ早くそれも明らかにすることによって説明を果たしてまいりたいと思います。

○神本美恵子君 後付け理由をいろいろおつしやいました。そもそも屋根はオリパラには必要ないみたいなお話がございましたけれども、今のお話をいただけでも見積りの甘さが露呈した状況であります。まさに今日この後、一般質疑の後、オリパラの法案審議に入るわけですけれども、まあ、この件については私も通告しておりませんでしたので、今後の質疑に委ねたいと思います。

通告しております件ですけれども、先日報道で、財政審に財務省が今後四万二千人小中学校の教職員を削減する、七百八十億円の支出が抑えられるという試算を発表いたしました。これは少子化が根拠になつておりますけれども、今回初めて

加配の部分についても四千人削減ということが言及されております。加配について言及されたのは及されております。加配について言及されたのは初めてであります。

本委員会では、昨年の臨時国会で、皆さんも御承知のとおり、全会一致で教職員の定数改善ということについては決議を上げておりました。

そこで、お尋ねしたいんですけども、八日の閣議後の記者会見で、大臣はまだ詳細を把握していないというような御答弁があつたやに受け止めておりますけれども、改めてこの財務省の提案について見解をお伺いしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘の財政審における財務省の試算は、今後の児童生徒数の減少に沿つた機械的な、教職員定数を削減すれば四万二千人削減できるというものであります。学校現場を取り巻く課題が複雑困難化し、教職員が世界で一番多忙であると、こういう実態になじまないものであるというふうに考えております。

文科省としては、いじめ対応や特別支援教育、貧困による教育格差の解消など学校が対応しなければならない教育課題はむしろ増大を大幅にしておりまして、特に現場の課題に対応する加配教員を削減するということになれば、学校における教育力の低下に直結をするものであるというふうに危惧いたします。

○神本美恵子君 今日は、財務省の財務大臣政務官においでいただいております。

今の下村大臣の御答弁を聞かれて、財務省として、今の下村大臣の御答弁の中には、これは机上の計算だという、記者会見では机上の空論と、まさに私そのとおりだと現場経験者として思いますが、それでも、財務政務官、いかがでしょうか。

○大臣政務官(竹谷とし子君) お答え申し上げます。

教育は未来を担う人材を形成するものであり、子供たちの学力、能力、人間性の向上を図るといふためのアクティブラーニング、例えばこれも

一クラス四十人ではできないやり方であります。

統一ですけれども、この加配の部分の四千人を削減するということについて、これ、加配をどう

いうふうに付けていくのかとか、それから外部人材

を活用するというようなことを財務省のその試算の中には書かれておりますけれども、これはすぐ

れて教育政策に関わることなんですね。そこに

財務省が口を出してといいますか、こういうこと

をやれば、加配を減らして外部人材を入れればい

いというようなことは財務省権限を大きく逸脱し

ているのではないかと思いますけれども、続けて

お願いします。

○委員長(水落敏栄君) いいですか。——通告し

ていますか。

いずれにしましても、義務教育費の国庫負担金を含めて、教育予算の在り方について引き続き文部科学省と意思の疎通を図りながら議論を深めてまいりたいと思っております。

しかし、よくこの参議院文教科学委員会でも質疑の中で出てまいりますが、アメリカのペリー就

学前教育のように、幼稚教育にきちっと掛けたことが広い意味でのこれは社会保障で、大人になつたときのその子供たちの所得とか、それから社会的な生活保護率とか、それから犯罪率とかいうことを考えると、教育できちつと掛けた方がトータル的な社会コストは少なくなるというのはこれは明らかであります。そういう部分を今後、文部科学省も財務省に対してしっかりと出すことに

よつて、我々の主張が理解が得られるような、そういうことをしっかりと反論しながら説明していくたいと思います。

○神本美恵子君 今日は、財務省の財務大臣政務官においでいただいております。

今の下村大臣の御答弁を聞かれて、財務省として、今の下村大臣の御答弁の中には、これは机上の計算だという、記者会見では机上の空論と、まさに私そのとおりだと現場経験者として思いますが、それでも、財務政務官、いかがでしょうか。

○大臣政務官(竹谷とし子君) お答え申し上げます。

教育は未来を担う人材を形成するものであり、子供たちの学力、能力、人間性の向上を図るといふためのアクティブラーニング、例えばこれも

一クラス四十人ではできないやり方であります。

統一ですけれども、この加配の部分の四千人を削減するということについて、これ、加配をどう

いうふうに付けていくのかとか、それから外部人材

を活用するというようなことを財務省のその試算の中には書かれておりますけれども、これはすぐ

れて教育政策に関わることなんですね。そこに

財務省が口を出してといいますか、こういうこと

をやれば、加配を減らして外部人材を入れればい

いというようなことは財務省権限を大きく逸脱し

ているのではないかと思いますけれども、続けて

お願いします。

○委員長(水落敏栄君) いいですか。——通告し

ていますか。

○神本美恵子君 していると思います。

○委員長(水落敏栄君) それでは、竹谷政務官。

○大臣政務官(竹谷とし子君) 予算編成の過程に

関わることですので、この件につきましては通告を受けているという認識がございませんので、答

の中の大事なところをもう一回受け止めていただきたいなと思います。机上の試算ではなくて、さつさつおつしゃったように、就学前の教育が、そこに掛けたコストが、大人になつたときの社会的トータルなコストから見ればそのことが十分に生きてくるんだと。だから、合理化計画をするときも、

目前の子供が減つたから教員を減らせばいいとかそういうことではなくて、トータルに考える。冒頭おつしゃいましたよね、教育というのは未だわざわざけれども、改めてこの財務省の提案について見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(下村博文君) 御指摘の財政審における財務省の試算は、今後の児童生徒数の減少に

沿つた機械的な、教職員定数を削減すれば四万二千人削減できるというものであります。学校現場を取り巻く課題が複雑困難化し、教職員が世界で一番多忙であると、こういう実態になじまないものであるというふうに考えております。

文科省としては、いじめ対応や特別支援教育、

貧困による教育格差の解消など学校が対応しな

いたいと思います。

○神本美恵子君 今日は、財務省の財務大臣政務官においでいただいております。

今の下村大臣の御答弁の中にには、これは机上の計算だという、記者会見では机上の空論と、まさに私そのとおりだと現場経験者として思いますが、それでも、財務政務官、いかがでしょうか。

○大臣政務官(竹谷とし子君) お答え申し上げます。

教育は未来を担う人材を形成するものであり、子供たちの学力、能力、人間性の向上を図るといふためのアクティブラーニング、例えばこれも

一クラス四十人ではできないやり方であります。

統一ですけれども、この加配の部分の四千人を削減するということについて、これ、加配をどう

いうふうに付けていくのかとか、それから外部人材

を活用するというようなことを財務省のその試算の中には書かれておりますけれども、これはすぐ

れて教育政策に関わることなんですね。そこに

財務省が口を出してといいますか、こういうこと

をやれば、加配を減らして外部人材を入れればい

いというようなことは財務省権限を大きく逸脱し

ているのではないかと思いますけれども、続けて

お願いします。

○委員長(水落敏栄君) いいですか。——通告し

ていますか。

○神本美恵子君 していると思います。

○委員長(水落敏栄君) それでは、竹谷政務官。

○大臣政務官(竹谷とし子君) 予算編成の過程に

弁控えさせていただきたいと思います。

○神本美恵子君 じゃ、竹谷政務官、政治家として、今私が申し上げたように、また下村大臣がおつ

しゃつたように、今加配というのはどういうことに付けられているのかということは、いじめ対策推進法ができる、これに対する学校現場でもい

じめ対策委員会をつくって、しっかりと子供たちに目を向けて家庭訪問をしたり子供との相談に乗ったりというようなことをやるいじめ加配と

か、それから特別支援教育についても、発達障害児が増えたり、インクルーシブ教育の方向に行けば学校現場に加配の教員が必要だという、そういう問題とか、子供の貧困対策でも教育の支援が大事だと。今付けられている加配はこれでも十分ではないんですね。これは教育の政策、施策に関する問題を外部人材でやれとか、加配は子供が減るんだから要らないとか、そういうことを財務省が外からは言いませんけれども「言うことは、文科省との十分な協議をした上でこういうものを試算するんであればまだしも、一方的にやるということは権限を逸脱しているのではないか」ということを申し上げたんですが、政治家としていかがですか。

○大臣政務官(竹谷とし子君) 政治家としてのどうですかといふ御意見でございましたけれども、私がここに立つてある答弁がそのお答えを申し上げるのにふさわしいかどうかは分かりませんが、繰り返しになりますが、教育というのは、私自身も非常に教育環境、教職員の皆様に心を持って接していくただくことによつてすばらしい人間教育を受けさせていただいたというふうに感謝をしております。教育というのが非常に大事なものであるということはよく分かつておりますし、いじめの問題、また貧困対策ということで、今、教職員の皆様が従前よりも非常に負荷が掛かっているといふこともよく、先生ほどではないかもしませんが、認識をしているところでございます。

その加配の定数につきまして、それが十分かどうかということにつきましては、多ければ多いほど

どこれはいいものなのかもしませんが、財政にも子供たちに負担を残すという問題もございま

す。そこにつきましては、文科省としつかりと連携を図りながら、机上の空論でないようについて

先生の御指摘ございましたので、しっかりと踏まえて検討させていただきたいというふうに思ひます。

○神本美恵子君 是非、政治家としてと申し上げたのは、先生所属の公明党も教育や福祉というこ

とについてはしつかりと力を入れていく。特に、教育は人なりと言われているように、教育をするのは人ですから、その人が、どういう人であるか、

どのぐらい要るかということについて、文科省は非そこはよろしくお願ひしたいと思います。

今日はこのぐらいにこの問題はしておきたいと思ひますので、政務官、どうぞこれでお引き取りいただきて結構でございます。

○委員長(水落敏栄君) 次の質疑者がありますので。

○神本美恵子君 失礼しました。

それでは、次の問題に移りたいと思いますけれども、四月二十三日の本委員会の質疑で斎藤議員

が質問されましたけれども、大阪のあの学力テストを内申点に反映させるという問題であります。

大臣はそのときの答弁で、本調査の趣旨を逸脱するおそれがある、調査の適切な実施や学習指導への影響に関する懸念がある旨を大阪府教委に伝え、説明を求めたというふうに答弁をされております。

具体的に文科省として教育委員会に伝えた内容をお示しいただきたいんですけども、これは局長で。

○政府参考人(小松親次郎君) お答え申し上げます。

大阪府教育委員会では、まず、本年の四月十日に公立高校の入学者選抜に用いる内申点の学校間の格差の調整に全国学力・学習状況調査の結果を用いる方針を決定したということがございます。

これにつきまして、文部科学省といたしましては、この全国学力・学習状況調査の目的や具体的な内容、方法に鑑みまして、このような使用によつて、入学者選抜を考慮してこの調査の結果向上を

過度に意識した学習指導が行われたり、あるいは一部の生徒を意図的に受けさせないといつた不適切な対応によって調査の趣旨・信頼性が損なわれたりするおそれがある、こうした懸念を大

阪府教育委員会に伝えたところでございます。

○神本美恵子君 大阪府教委がこの方針を決定してから約一ヶ月過ぎましたけれども、その後、府教委との協議というのは行われたんでしょうか。

○政府参考人(小松親次郎君) その後、文部科学省から伝えました今のような懸念事項に対しまして、大阪府教育委員会からは、四月十五日でござりますが、公立高校の入学者選抜における内申点の調整に本調査の結果を使用することにつきましては、まず個々の生徒の評価に直接用いるものではないと、学校間の偏りを調整することに使用するということ、それから学校ごとの学力状況の目安を示したものであること、府独自の学力調査が行われておりますが、ここでも不正が行われた事実はないこと、それから市町村教育長に適切に実施するよう事前に指導、助言をするというふうなことなどの説明がございました。

文部科学省といたしましては、このいだきました御説明につきまして、先ほど申し上げました文部科学省からの懸念事項、お伝えをした懸念事項が十分に解消されるのか否かということについてはなお確認する必要があるというふうに考えま

すので、そのように申し上げまして、引き続き大

阪府教育委員会との間で協議を行つてということにいたしているのが今までの経過でございます。

○神本美恵子君 今の大阪府教委の説明つて本当にナンセンスだというふうに私は思います。

いるのは、もちろん課目も、国、算数・数学

と、理科が今年度初めてですけれども、学力のほ

んの一部なんですよね、という問題と、それから、

教育委員会はこの点を広く周知しなければならないことは実施要領にも記載をされておりま

す。学校における評定というのは児童生徒の学力を総合的、多面的に評価したものであつて、これが学校別平均点の評定の基準になるというのはそ

もそもおかしい問題であります。

また、昨年度まで静岡県での結果公表の問題等もあり、実施要領には、今回改訂されて、実施主体、参加主体、協力者など明確にして、その立場、役割をきっちりとやれというような改訂が行われたばかりでありますけれども、この調査の参加主体である市町村立学校の場合は、主体はあくまで市教委、市町村教委であります。府教委は協力者という立場ですね。しかし、今回の府の方針は、事実上、市町村教委に学力テストに参加を義務付けることになり、これを内申点に使うということがありますけれども、この点についてはいかがで

しょうか。

○政府参考人(小松親次郎君) 実施要領につきましても、各市町村の任意の参加を求める形となつております。したがいまして、その自主的な判断ができるように配慮をしていただきたいと思いま

す。

大阪府の今回の使用方法が直ちに実施要領に違反するかという点につきましては、今の入試の観

点から個別のお子さんの点数を使うものではな

い、あるいは学校間調整について幾つかの手法を組み合わせるということがございますので、そこまで判断は簡単にできないと思いますけれども、

いずれにいたしましても、そうした参加の判断が

きちっとできるような対応にしていただく、そのための市町村との情報、意思の疎通をしつかり

やっていただきたいということは是非とも必要でございまして、私たちとしてはその辺りの説明や意思疎通については是非ともしっかりとお願いをしたい

ということも併せて今回の協議の中でお願いをし

ているところでございます。
○神本美恵子君 いやいや、実際に府教委が全国学力調査、文科省が実施主体であるこの調査を学校別の内申点の基準に使うというような方針を出せば、例えば大阪府下のある市がこの全国学力調査には参加しないという結論をもし出した場合、そのことはどうなるんですか。

実質、参加しないと内申点の基準ができないということを府教委が出しているわけですから、実質的に参加主体である市教委の判断を縛つてしまつて、参加しなければいけないという義務付けになつてしまふということを申し上げているので、これはちょっとやっぱり大きな問題だと思いますが、大臣、じゃ、お願ひします。

○国務大臣(下村博文君) これは、自公政権になつて全国学力・学習状況調査については悉皆調査をするということになつておりますので、これは必ず受けていただくことが前提であります。

ただ、今御指摘があつたように、府教育委員会だけがやることではなくて、やっぱりその傘下の市町村教育委員会の協力があつて初めて大阪府の教育委員会が今回しようとすることはもう前提条件のわかれでありますから、当然、関係の各市町村の教育委員会の理解が得られるような努力をこれはできるわざでありますから、市町村教育委員会としてもすることはもう前提条件だといふふうに思ひます。

○神本美恵子君 今の大臣の答弁聞いてみると、最初は、やはりこの趣旨を逸脱するというようなことを明確におっしゃっておりますし、これが、適切なこの結果が学習指導や教育条件改善につながついくといふふうな、そこに影響するというようなことを記者会見でも最初おっしゃついたり、何となく、記者会見をずっと見ていましたが、トーンが落ちてきているなどという印象を私は受けているんですね。そもそも、こういう内申点に反映するというような方針を打ち出すと、これまでだつて調査に対する様々な問題が出てきているんですね。余計、

受験のための内申に結果を利用するということは、そういうことに影響してくるということはもう十分に懸念されます。ですから、これは協議することではなくて、本来の趣旨に逸脱している目

的外使用だから駄目だというふうな指導をすべきだと思いますけど、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) 今回の大阪府教育委員会の決定につきましては、法令の規定に違反をしたり、生徒の教育を受ける機会が侵害されるといふことは言えないというふうに考えます。そのため、地教行法第四十九条の規定により文科大臣が大阪府の教育委員会に対して是正を要求するような事案であるとは考えられません。

しかしながら、全国学力・学習状況調査の目的や具体的な内容、方法に照らしまして、この調査の趣旨を御指摘のようにこれは逸脱するおそれがあるということは事実だと思います。また、調査の適切な実施や学習指導への影響に関する懸念もあるということも事実であります。このことに関しても新聞等ありましたけれども、一点目は何をおっしゃつたんですか。

○政府参考人(小松親次郎君) 私どもいたしましては、今回、大阪府が決定したという仕組みに応じた指導を行つてまいりたいと思います。

今後、大阪府教育委員会からの報告を受けて、その報告の中でその懸念事項がクリアしているのか、していないのかといふことについて、必要に応じた指導を行つてまいりたいと思います。

○神本美恵子君 今年度の調査が適正に実施されたのかどうか検証して、その報告を求めて、考へるというようなことをおっしゃつておりますけれども、適正に実施されたか否かということは何を決まつてしまふようなものになるのか。この辺のことで、実際に行おうとしておられる方式が、多面的なチェックをする一部になつて、それとも、先ほど申し上げましたように、それで決まつてしまふようなものになるのか。この辺のことと、それからそれが、大臣からもお話をありましたがけれども、直接の当事者である市町村に具體的にどう説明されて、どのように受け止められているのか、その反応はどうなのか、そういうところも併せて状況をお伺いする必要があると思つております。

○政府参考人(小松親次郎君) 調査自身は四月に行われまして、その後、実際の結果を分析いたしましたので、それによるところはある点はお許しいただきたいと思いますけれども、大阪府教育委員会について、まず、この調査の結果のみを用いて各学校に示すいわゆる評定平均の範囲の基準を決

めるといふことになつていなかどうか、あるいは、本年度の調査のそれぞれの学校での実施状況についてどのように把握をしているか、それが明確に示すことができるか、こういつた点を中心にお伺いをしていくことにならうかと考へております。

○神本美恵子君 ちょっと意味がよく分からなかつたんですが、一点目がよく分からぬ。二点目は、例えば、その実施のときに成績が振るわないう子が、欠席させられることはないでしょうけれども、暗にそういうことをほのめかされて欠席したとか、欠席率とかを見るとかいうようなことも新聞等ありましたけれども、一点目は何をおっしゃつたんですか。

○政府参考人(小松親次郎君) 私どもいたしましては、今回、大阪府が決定したという仕組みにつきましては、学校間の評定平平均というものを作つて、それを決定するために資料としてこの学力調査を使うということになつておるわけですが、それでも、それでもつて一義的に決まつてしまふということになりますと、それは先ほど私どもが申し上げましたような弊害を生みやすくなると思ひます。

そこで、実際に行おうとしておられる方式が、多面的なチェックをする一部になつて、それとも、先ほど申し上げましたように、それで決まつてしまふようなものになるのか。この辺のことと、それからそれが、大臣からもお話をありましたがけれども、直接の当事者である市町村に具體的にどう説明されて、どのように受け止められているのか、その反応はどうなのか、そういうところも併せて状況をお伺いする必要があると思つております。

○神本美恵子君 まだよく分からぬ。

例えれば、この学力調査の結果だけではなくて、ほかに独自にやつてある調査結果とか、そういうことも併せて多面的に見ればいいのだといふふうに今はちょっと受け取れたんですけれども、いづれにしても、これ発表されたのは四月十日で、実

められたのは四月二十一日ですね、調査が実施されたのは。じゃ、その間に、例えばこれまで大阪府は橋下知事時代から、学力調査の順位が振り下ろすことで物すごい結果公表を行つて、そういう学校間や個人間の競争をあおつて、こういうことこそ是正されなければいけない、この調査の本来の目的から逸脱しているといふうに思つて、過去問題を何回も繰り返し練習させるとか、それから出題傾向対策準備学習なるものがあつたという、そういう自治体でもあるわけです。

だから冒頭言いましたように、府独自の調査とこの全国学力調査とを加味して考へるんですけど、それは認められるという考え方ですか。○政府参考人(小松親次郎君) 具体的に、どのようないちいち市町村との話合いによつて評定平均等の決め方にについて納得が得られるか。

〔委員長退席、理事石井浩郎君着席〕
あるいは、今先生から御指摘がありましたように、そのやり方によつて、本来の趣旨でございましたけれども、直接の当事者である市町村に具體的にどう説明されて、どのように受け止められていたのか、その反応はどうなのか、そういうところも併せて状況をお伺いする必要があると思つております。

○神本美恵子君 まだよく分からぬ。

例えれば、この学力調査の結果だけではなくて、

○神本美恵子君 どうして、どこでそれが払拭さ

れるかというの私が私にはとてもとても理解できな

いんです、そもそも今回だけではなくて、こう

いう方針の下に内申点の平均が学校ごとに基準が

決められて、それにプラスとかマイナスとかいうことが付くと、そこに在籍している子供は、自分の頑張りとか力とか関係なく学校の内申点として決まるわけですね。子供から見れば、この学校にいたら平均点が低いから不利になるわけですよ、内申点が。そういう状況がこういう扱いをすると出てくるということについて私は大きな懸念を持ちます、今年だけではなくてですね。ですから、ここはきちっとこういうことはやるべきでないということを指導すべき。是正勧告までの対象ではないと大臣先ほどおつしやいましたけれども、私は、それに値するほど、これは入試にも影響するし、在籍する子供たちに有利不利が生じてくるというような大きな影響を懸念するわけですけれども、大臣、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) まず、神本委員御承知のよう

に、この学力調査というのは、一般的なテ

ストとは違って、百点満点ではなくて、例えば三十問のうち十五問できたとかという評価ですよ

ね。そうすると、例えは漢字一字でも一点、それ

から記述的な論文的な部分でも一点という形で、

三十点のうち十五点できたということですから、

本来、それは学力的にテストとしてはなじまない

評価だと思います。ですから、これをそのまま内

申の、学校の平準化の中で使うということは、こ

れははじまない話だと思います。

大阪府の方は、これを単独ではなくて、大阪独

自でやっている学力テスト等とミックスさせる中

で相対的にそれぞれの学校における内申の材料と

して使いたいということあります。我々は、

そのミックス以前の問題として、この学力調査そ

のものが適切にちゃんと行われているのかどう

か、先ほど局長からの答弁がありましたが、それ

はきっとと精査する必要があると思います。それ

がきっとと行われていない中、それぞれの学校が

自分のところの内申点を上げるためにことをもし

しているというような事実があれば、これはこれ

を活用することは適切でないという判断に、文部

科学省としては指導することになつてくると思

いますので、大阪府がこの学力調査結果を踏まえ

てどのように分析して、実際、そういう子供の参

加不参加含めてどの程度そういうものがあつたの

かどうか、トータル的な報告を受けた上で、そし

て大阪府の活用というのはどういうことを実際考

えているのか、これを聞いて文部科学省としてそ

れを認めるか認めないか判断をしていきたいと思

います。

○神本美恵子君 大臣、最初におっしゃったよう

に、そもそもこれはそういうトータルな学力では

ないというふうに記者会見でもおっしゃつていま

すし、それであれば、これを内申点の平均として

使うということそのものがなじんでいないわけで

すよね。

ですから、大阪がほかの独自にやつてあるチャ

レンジテストとか市教委単位のいろんな調査と

か、そういうものを使うというのは、それはそれ

で大阪の独自の取組でしようけれども、これをそ

れに使うということについては、やっぱり文科省

としてはそれは使つてはいけないというふうにや

るべきだと思います。

臣、いかがですか。

○国務大臣(下村博文君) 今回の全国学力・学習

状況調査でも、よく秋田や福井の事例が出ました。

これは日本トップレベルの結果であります。

必ずしも学力だけでなく、早寝、早起き、朝御飯と

いうふうな子供たちの習慣、それから家庭学習も

増えているとあります。あるいは、家族の協力も含めて、

家族ぐるみというか地域ぐるみで子供たちについ

ての育成、バックアップをしていくことというよう

な取組というのは、これはまだ限られた県であつ

て、四十七都道府県が全てしていわわけではありません。

ですから、この全国学力・学習状況調査で必要

以上の何か点数を競うという、あるいは順位を競

うことについて、これはもう慎むと

いうことにはもうそのとおりであります。ただ、トー

タル的にこれを活用することによって、秋田や福

井のような事例というのはこれはいい活用方法だ

と思いますし、それがまだまだ全国に広がつてい

るような状況ではないというふうに思います。

そういう意味では、文科省としては、毎年度、

悉皆方式で調査を実施することによって、そ

ういう学習習慣含めた、生活習慣含めた子供たちへ

の定着、それからこれを活用して、各学校や教育

委員会がこれをプラス材料としてどう生かすかと

いうことについての材料としてはまだ十分に調査

を続ける必要があるのではないかというふうに考

えます。

○神本美恵子君 もう時間がないんですけど、この

件は本当に、今秋田とか福井とかおっしゃいまし

た。ほかにも東北、北陸の各県、学力調査の結果、

上位を占めているのは私も知っています。それ

は、おっしゃつたような地域ぐるみでの取組もあ

りますけれども、早くから少人数学級をしていた

と、このこともこの学力調査の結果との関係で早

稲田大学がどこかが研究して、そういう成果も見

られているのは私もよく承知しておりますけれども、

それからまた、特別の教科道德という特性を踏

まえますと、民間発行の創意工夫を生かすとともに、バランスの取れた多様な教科書を認めるとい

ん、秋田も含んでおりますが、過去問テストといふのを繰り返しやらせているというような、これは実態として私も聞いているんですね。秋田だけではありません。あちこちの県でそういうことを、やっぱり順位が下がつてはいけないということを、やつぱり順位を維持するために頑張っている、あるいはそこに追い越せというようなことでやられて、順位を維持するために頑張っている、あるいはそこには、あるいは、県教委は、そういうような弊害もしっかりと文科省としてやつぱり順位が下がつてはいけないということを認めないと文科省としては、そういうことはなかなか文科省には県教委は上げてこないと思いますけれども、そういうことにもしつかり目を向けてやるべきだというふうに思います。

臣、本当に、これがこういう問題を引き起こしてしまったんですが、あともう一、三分しかありません。

前回の道徳の教科化については評価の問題についてお聞きしましたが、今回は検定教科書についてお伺いをしたいと思います。

前の中教審、第一次安倍政権のときの中教審で、この教科にするのは困難である、その理由として、多様な教材が今実際使われているし、その教材を一つの検定教科書にするのは困難であるとして、検定教科書はなじまないというような結論が出ていたんですけど、今回その検定教科書を導入しようとしているけれども、この問題についてお伺いをしたいと思います。

前の中教審、第一次安倍政権のときの中教審で、この教科にするのは困難である、その理由として、多様な教材が今実際使われているし、その教材を一つの検定教科書にするのは困難であるとして、検定教科書はなじまないというような結論が出ていたんですけど、今回その検定教科書を導入しようとしているけれども、この問題についてお伺いをしたいと思います。

○政府参考人(小松親次郎君) 今回の措置につきましては、昨年十月の中央教育審議会答申が出ておりますけれども、この中で教科書の導入について相当な議論とそれから提言がなされております。

一つは、道徳教育の充実を図るという観点に立ちはますと充実した教材が不可欠でございまして、今回道徳教育の要は特別の教科道徳といふことにあります。その中心となる教材として、全ての児童生徒に無償で給与される検定教科書を導入することが適当だという提言となつております。

それからまた、特別の教科道徳という特性を踏まえますと、民間発行の創意工夫を生かすとともに、バランスの取れた多様な教科書を認めるとい

う基本的な観点に立つて教科書検定の具体化に取り組む必要があるというふうに提言されておりました。

文部科学省としては、こうした提言を踏まえまして、教育基本法や学校教育法、学習指導要領に基づいた教科書が作成される制度、環境を整備していく必要があるというふうに考えて取り組んでいるところでございます。

○神本美恵子君 この道徳の教科書の検定についてはまた次回に譲ることとして、最後に、大臣、私は、学習指導要領も読んでみましたが、これまでのと、この改訂されたのと。でも、幾ら読んでも、道徳性とか道徳的価値、道徳的心情、道徳的実践力と、まあ道徳のオンパレードで、もちろん道徳の学習指導要領ですから出てきているんですけども、明確な定義が見出せないんですね。

そもそも道徳とは何なのかというようなこと、あるいは道徳性とか道徳心、大臣はどのように、短くそのことを表現するトすればどういうふうになりますか。あと一分しかありませんので、お願ひします。

○国務大臣(下村博丈君) 人が人として生きていくための社会におけるルールや規範意識を学ぶ中で、自ら主体的に共同社会の中で生きていくために学ぶべきものであると思います。

○神本美恵子君 人が人として生きるために、社会の中で生きていくために学ぶべきもの、社会も人も、特に社会、変わっていきますよね。それから、人が生きていくその時代、人生の背景とかも一人一人違う。そういうものをこういう教科にして、検定教科書を作つて、その教科書に基づいて教育をされるということについて、また、しかも評価されるということについて、私は明確にこれは反対だということを申し上げて、質問を終わらたいと思います。

○秋野公造君 公明党の秋野公造でございます。お役に立りますように質疑をしてまいりたいと思います。

まず、文化財行政について伺います。

文化庁においては、これまで文化財について保存を重視した姿勢で取り組んでこられましたが、今度からは一群の文化財をパッケージ化してP

Rする日本遺産の取組を始めるなど、活用重視の姿勢に転換をして、新たな文化財行政を展開されつつあります。こうした姿勢というものは社会のニーズにも合いまして、私も高く評価をしているところでありまして、このままだんぞ進めていただきたいとお願いをしたいと思います。

そこで、一点お伺いしたいのが、水中文化遺産の取扱いについてあります。

陸上のものにつきましては、これまで埋蔵文化財、きちんと対応してきたと承知をしておりますが、四方を海で囲まれた我が国では、元寇船が沈んでいる長崎県の鷹島神崎遺跡に代表されるよう、ここは私も二十三メートル実際に潜りまして、国会でもお願いをしてきたところであります。まだまだほかにも、沿岸部の水中にも貴重な文化財が眠っていると思いますが、こうした水中文化遺産に関する対応は必ずしも十分とは言えず、実態把握さえ満足にできていない状態だと思いま

す。

○秋野公造君

重点戦略に位置付けられるということは大前進だと思います。

○秋野公造君

重点戦略に位置付けられるとい

うことは大前進だと思います。

この鷹島神崎遺跡については、これまで琉球大学の水中調査が行われてきておりましたが、これも今年度で終了をしてしまいます。元寇では四千余隻の船が来襲をしたと聞いておりますが、この見付かった一隻、二隻だけではないと私は考えます。その規模を考えますと、まだまだ未解明のところが多く、今後も引き続き調査を継続するとい

うことなどが重要だうと思います。

ついては、一大学だけに調査を任せるのでなく、国としてもしっかりと取り組んでいくとい

うことが必要と考えますが、文化庁の見解を改めてお伺いをしたいと考えますが、御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(有松育子君)

鷹島神崎遺跡の調査

につきましては、現状、史跡指定地内は地元の松浦市が文化庁の補助金を活用して、そして指定地の外では琉球大学が科学研究費補助金を活用して

調査を実施しているところでございます。

先生御指摘のとおり、このうち、琉球大学の調

査は今年度をもって終了すると聞いておりま

す。

しかししながら、

まだ水中文化遺産の調査や

保存、活用につきましてはその手法が確立された

ことは言えない状況にありますことから、文化庁で

は平成二十五年度から調査研究を開始をいたしま

して、先ほどのお話をもありました諸外国における取組事例等も参考にしつつ、平成二十九年度を

目途に報告書を取りまとめる予定としておりま

す。

また、去る四月十六日に取りまとめられました

文化審議会の答申、文化芸術の振興に関する基本

的な方針におきましても、水中文化遺産の保存、

活用の在り方についての調査研究を進めるという

ことが重点戦略の内容として位置付けられてお

るところでございまして、近くこの答申に基づいて

次期の基本方針を策定したいと考えているところ

でございます。

文化庁といたしましては、この基本方針にも

沿って、水中文化遺産の保護に向けた対応の充実

を図つてまいりたいと考えております。

○秋野公造君

重点戦略に位置付けられるとい

うことは大前進だと思います。

○秋野公造君

どうぞよろしくお願ひいたしま

す。

学校において、現在、生活習慣病の中でがんが

取り扱われている状態でありまして、これについ

ては健康の保持増進、疾病の予防ということで取

り組んでいただいているところであります。

前もこの委員会で議論させていただきましたが、以

がんの原因としては、生活習慣病以外に、感染症

に由来するものとして二つに大別することができます。

文化庁においては、胃がんにおいてはヘリコ

バクター・ピロリ菌、肝がんにおいては肝炎ウイ

ルスがその原因として考えられるということであ

ります。

感染症によるがんというものは予防が可能な領

域の最たるものであります。

日本国民で最も

罹患をしている胃がん、あるいは肝がんも非常に

多い状態であります。

こういった予防において、

学校教育で取り組む

ということは非常に重要だと

考えます。

そして、現在の社会では様々なところ

で放射線も活用されておりまして、こういったと

ころは、中学校では既に学習指導要領で扱われて

おりますが、既に小学校でも副教材を配付いただ

きまして指導が行われております。

そこで、放

射線

も活用さ

れておりま

す。

そこで御提案でございますが、学校教育におい

て、生活習慣病に加え、感染症に基づくがん教育

や小学校における放射線教育を学習指導要領に盛

り込むよう中央教育審議会で御検討をいたしました

いと考えますが、文科省の見解を伺いたいと思

います。

○政府参考人(久保公人君)

がん教育に

関しまし

て、がん教育の在り方に関する検討会におきま

して、平成二十六年度に学校におけるがん教育の

在り方についての報告書が取りまとめられたとこ

ろでございました。

その中で、がん教育の具体的な

内容として、細菌、ウイルスを始めとしたがんに

なる要因が示されたところでございました。

また、昨年十一月に中央教育審議会に対して学

<p>習指導要領の改訂について諮問を行つたところでございまして、感染症を含むがんに関する教育の内容、それから小学校における放射線の扱いについての先生の御提案など、様々な御提案を含めまして、今後、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導の在り方の観点を踏まえつつ検討してまいりたいと考えております。</p> <p>○秋野公造君 どうぞよろしくお願いをいたしました。</p> <p>私も教員定数について伺いたいと思います。先ほど、神本理事より大臣のお気持ちは伺いましたので、後で御決意として伺いたいと思いますが、まずは竹谷政務官に私からも伺いたいと思います。</p> <p>様々な教育の場面でのニーズというものは増えている状況でありますし、私が現場で伺う話といふものは、とても減らせるような状況にないといったようなお声を多く伺っているところであります。そういう意味では、今回の財務省試算の作成に当たつて、学校現場に足を運んでいるのか、現場の御意見を伺っているのか、そういう観点からまず確認をさせていただきたいと思います。</p> <p>○大臣政務官(竹谷とし子君) お答え申し上げます。</p> <p>教育予算の編成に当たりましては、教育現場のニーズや御意見を踏まえて、効果的に教育環境の改善につなげていくことが非常に重要であると考えております。まずは、文科省によく現場の声を聞いていたので、毎年度の予算編成過程において、財務省といたしましても、これらの意見につきまして、文科省と真摯に議論してまいります。</p> <p>また、財務省としても、直接教育現場から御意見を伺う機会を可能な限りつくるところであります。今後とも、これらの意見を大切にしつつ、より良い教育予算となるように検討してまいりたいと思っております。</p> <p>○秋野公造君 昨年十一月に本委員会で決議を行つています。その決議の中では、「実態に即し</p>
<p>て、必要かつ十分な数の加配教職員が配置できるよう」ということであります。一律に削減をするのではなく、めり張りを付けて必要なところにきつちりと予算を付けていくべきであるということを私どもは求めております。</p> <p>ニーズがしつかりあるということを踏まえて、必要なところにはきつちり予算を付けていくべきであるというこの決議の考え方に対する財務省の見解を伺いたいと思います。</p> <p>○大臣政務官(竹谷とし子君) 御指摘のとおり、教育予算につきましてめり張りを付けていくということは大変重要であり、財務省としても、教員定数を削減するということだけでなく、外部人材の活用や計画的な教員採用といった教育環境を改善するための取組について問題提起をさせていただいているところでございます。</p> <p>今後の教育予算の検討に当たつては、厳しい財政事情を踏まえる必要がありますが、委員の御指摘のありました昨年の文教科学委員会における決議を真摯に受け止めて、教育予算の質の向上に向けて文科省ともよく意思疎通を図つていきたいと思います。</p> <p>○大臣政務官(竹谷とし子君) お答え申し上げます。</p> <p>教育予算の編成に当たりましては、教育現場のニーズや御意見を踏まえて、効果的に教育環境の改善につなげていくことが非常に重要であると考えております。まずは、文科省によく現場の声を聞いていたので、毎年度の予算編成過程において、財務省といたしましても、これらの意見につきまして、文科省と真摯に議論してまいります。</p> <p>○秋野公造君 財務省の考え方には、恐らく現在の教育状況を維持するということを前提にしていると、いう背景があるかと思います。そういう意味では、ニーズがありますので、更なる充実をしていかなくてはならないという御意見はどうかしきり受け止めさせていただきたいと思います。</p> <p>その上で、少し事例も挙げていきたいと思いまが、例えは、現在、自閉症は特別支援学校における教育の対象とはなっておりません。特別支援学校においても自閉症・情緒障害というくくりで設置をされておりまして、自閉症の児童生徒に特化した教育の場というのはなかなか整備されていないというのも現状かと思います。</p> <p>対人関係の困難があるということで、なかなか一つの現場で教育することが難しいということで、自閉症の特性を踏まえますと、私は自閉症の児童生徒のみに特化した学びの場の整備が必要で</p>
<p>あると考えますが、文科省の見解を伺いたいと思います。</p> <p>○政府参考人(小松親次郎君) 御指摘のとおり、自閉症の児童生徒、お子さんに対する特別支援教育につきましては、情緒障害とともに特別支援学級の対象としておりまして、通常学級に在籍しながら通級による指導を受けるといったような形がある場合もあります。また、その障害の程度の重い方につきましては、多くの場合、知的障害を併せ有しているということから、知的障害を対象とする特別支援学校に就学する場合もあるといったような状況でございます。</p> <p>それで、自閉症のお子さんは、今御指摘のありましたように、対人関係の困難あるいは言語発達の遅れ、それから興味、関心が限定されるといったような障害特性がございますので、一人一人の障害の状態に応じて学習内容が分かりやすい教材、教具の作成といった指導の工夫や配慮の下に小集団による指導や個別指導を実施するということが必要でございますが、これらに取り組んでいたいと思います。</p> <p>他方、自閉症の児童生徒、お子さんに対する指導の充実を図るために、今申し上げました通級による指導を行うための加配教員の充実が必要となることから、文部科学省といたしましてもその拡充に努めているところでございますけれども、ただ、それでどんどん増えていくその二つのニーズに、学校現場の要望に応えられているかという御指摘となりますと、これはなかなか明快にそのように言えないという、大変私どもとしては苦しむところでございます。これにきっちりと応えていくためには、現実に照らしますと、更にその充実を行つたところでございます。</p> <p>また、在宅における就労移行支援を促進するため、有識者による検討会におきまして在宅における就労移行支援のガイドラインを作成をしていただきましたところでございます。</p> <p>○秋野公造君 これは、在宅で就労ができるようになります。本年四月に自治体に対して発出をしたところでございます。</p>
<p>ます。</p> <p>文部科学省といたしましては、特別支援学校を含めた各学校において、自閉症を含めた障害のある児童生徒の特性に応じた適切な支援を行うといふ観点から、指導体制の検討や充実に努力をする必要があります。</p> <p>○秋野公造君 自閉症の子供に対する対応だけでもなかなかニーズに応え切れないと、現状がありますと、やはりこの加配のことについてはよく御考慮をいただきたいと思います。</p> <p>特別支援学校の生徒さんは、卒業後、可能な限り就労に結び付いてほしいと願います。厚生労働省の方において大変頑張っていただきまして、この四月から在宅による就労移行支援事業が認められることになりました。これは大きく可能性を広げることになると信じます。この内容について伺いたいと思います。</p> <p>○政府参考人(藤井康弘君) お答えを申し上げます。</p> <p>先生に平素から大変御尽力をいただいていると、障害者の就労支援につきましては、先生からも今おっしゃつていただいているとおりでございますが、一般企業等での就労に向けた支援だけではなくて、在宅での就労に向けた支援を行うこともございます。</p> <p>なお、この就労移行支援事業につきまして、住宅で実施した場合には障害福祉サービスの報酬の対象としていかつたところでございますが、障害者の就労支援に携わっておられる現場の方の声を踏まえました先生からの御指摘、あるいは情報通信機器の普及によりテレワークが進んでまいつてのことなどを踏まえまして、本年四月から、在宅において就労移行支援を行つた場合にも障害福祉サービスの報酬の対象となるように改正を行つたところでございます。</p> <p>また、在宅における就労移行支援を促進するため、有識者による検討会におきまして在宅における就労移行支援のガイドラインを作成をしていただきましたところでございます。</p> <p>○秋野公造君 これは、在宅で就労ができるようになりました。お仕事が増えてしまつ、ようなことになつてしまつますが、アセスメントをしていたいたところでございます。</p> <p>だく関係の皆様方にも通知が必要かと思います。</p>

これは文科省の方でこの状況を通知をしていただくこと、お願いできましょうか。

○政府参考人(小松親次郎君) 今回厚労省さんにとつていただいた措置は、特別支援学校等の卒業後における就労に向けた取組の充実に大変資するものと考えております。

先生の御指摘のとおりに、今後、各都道府県教育委員会等への事務連絡、各種会議等、様々な機会を通じて、特別支援学校等へも周知を図るよう努力をいたしたいと思います。

○秋野公造君 大臣伺いたいと思います。

今例示させていただいた自閉症の課題でありますとか、あるいは就労の課題でありますとか、様々、これだけではなくて解決できるものではなく、もっともっと多様なニーズが存在するような状況であつて、未来を担う子供たちを育てる環境の整備というのは、育てる人をしっかりと確保していくということは大変重要なことであると思いま

す。先ほど神本理事からの御質問もありましたが、改めてしっかりと確保をしていくことの大臣の決意を伺いたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) たまたま地元で、日曜日、オリンピック・パラリンピック候補者を支援するための民間団体がつくった会合が、発会式がありまして出席をしたときに、自閉症の高校生の女生徒が応援歌を歌つておりました。そのときも特別支援学校の教員が付添いでずっと来ておりま

した。そういうふうにやはりそれのサポートをしてくれる人がいるからこそ、そういうところに行つて自閉症の子であつても活躍ができるのではないかと思います。

そういうハンディキャップのある子は、今までなかなか社会の中で、軽作業所を含めて、もう本当に皆さんのおかげでといふようなことであつたかもしれません、そういう子であつても、つまり能力を伸ばすことによつて、もう十分社会の中で活躍をしながら逆に貢献できるといふような視点から特別支援教育を考えたときには、一人一人

にきちんと子供たちに対して体制として整備できるようなサポート体制、そのためには教員の体制も必要ですし、今文部科学省の中でもチーム学校という形で、ありとあらゆる形で応援体制をつくるようにしています。

それは、コストが掛かって財政的には負担のようないでいて、先ほどのように単年度制で短期で見たうで、今例示させていたいた自閉症の課題でありますとか、あるいは就労の課題でありますとか、様々、これだけではなくて解決できるものではなく、もっともっと多様なニーズが存在するような状況であつて、未来を担う子供たちを育てる環境の整備というのは、育てる人をしっかりと確保していくということは大変重要なことであると思いま

す。先ほど神本理事からの御質問もありましたが、改めてしっかりと確保をしていくことの大臣の決意を伺いたいと思います。

○秋野公造君 意を強くしました。

ありがとうございました。終わります。

○柴田巧君 維新の党の柴田巧です。

今日は、木の学校造りや木の文化のことなどについてお聞きをしてみたいと思います。

先般、地元でいわゆる木造校舎といいますか、木をふんだんに使つた校舎を拝見することができましたが、本当にそういうところで育つ子供たちにはいいなど改めて感じたところであります、ぬ

までも、温かみのある中で育つことは大変大きな意味があると思いますし、後でまた触れますように、教育的ないろんな効果もあると感じたところです。

また、ゴールデンウイークの際には、地元の緑の少年団の皆さんと一緒に木を植えて、植樹会がございまして、木育という言葉もありますが、小さい頃から木に親しむこと、これは子供たちの育

みにどんどん木材が使われるようになつたのはい

いのですが、現実問題、なかなかそういう大型の

大規模な木造建築物の設計経験のある技術者が少なくて、木の学校造りも地域一体となつたやう

いといつたことを含め、木の文化といふことをもつともつと次の世代にも保存、継承

していけるように頑張つていかなきやならぬと改めて感じたところです。

具体的に、今回の全面改正によってどういう対応が可能になるのか、またどういう効果が期待をされるのか、まずお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(関靖直君) 今お話をございました日本工業規格JIS A 3301、木造校舎の構造と他者を遮断するというか分断するというか、そ

ういつたところがどうしても感じられるし、自然を克服していくんだという意思を感じられるんで

すが、紙も木からできるので、それらも含めて木の文化、あるいは障子なんかがそうでしょうけれども、相手の息遣いを感じながら生きていくことができる、自然との共生することができるという

特質があると思います。こういう木の文化、我が国としてもしっかりと、先ほど申し上げたように次世代に継承していくように、また世界に発信していくようにしていただきたいものだなど感じる

ことがございましたので、そういった思いを基に今日はお聞きをしていきたいと思います。

そういう中で、近年、木造校舎がだんだんだんだん、あるいは内装の木質化が、学校の施設の、増えてきているのは結構なことだと思っていますが、今年の三月に、文科省においては、日本工業規格木造校舎の構造設計標準、JIS A 3301と言ふようですが、これが昭和三十一年に制定されましたが、五十九年ぶりに、約六十年ぶりに、初めての全面改正ということになります。これまでの木造建築物の設計経験のない技術者でも比較的容易に木造校舎の計画、設計が進められるようになつたと言われておりますが、五年前ですかね、平成二十一年に公共建築物における木材の利用の促進に関する法律ができて、学校などの公共建築物にどんどん木材が使われるようになつたのはい

いのですが、現実問題、なかなかそういう大型の

多様性を図るということで、グループ学習や少人数学習等の多様な形態による学習活動にも対応できる校舎の整備が可能となるようにしたところでございます。

これによりまして、先ほどお話をございましたように、木造校舎の設計経験のない技術者でも比較的容易に機能的で安全かつ経済的な木造校舎の設計が可能となるということから木造校舎の整備

が促進されるものと期待をしておりまして、今回の改正の考え方や留意事項などを取りまとめた解説書も作成、配付をいたしまして講習会などを通じて広く活用されるように努めてまいりたいと思つております。

○柴田巧君 ありがとうございます。

今度の全面改正によって、今お話をつたように、いろんな形態に対応できて、あるいはいろんな活動にやる上で対応できるものには是非していいただきたいものだと思います。

非常に教育的効果が多方面にわたつてあると思っております。木の子供への影響を長らく調査してきた先生の調査によれば、木造の校舎とあるいは鉄筋コンクリート造りの校舎と比較をすると、意欲や集中力の問題、あるいは情緒不安、情緒の問題、この面において、やはり木造校舎あるいは内装が木質化されたそういう学校の子供の方が、鉄筋コンクリートの学校で過ごしている子供たちよりもそういうものが低いと。言わば木質化などがストレス反応の緩和をさせているという効果があると言われています。

また、木には調湿機能というのがあって、つまり内装に木材などを使用した場合に、外気から湿つた空気や乾いた空気が入り込んでても部屋の湿度がそれほど変わりませんので、木材には一定程度の御存じのように含水率がありますので、それによって結果として室内の湿度の変動幅が小さいことなどなど、そういうことを含め、また、学級開鎖になるのは木造校舎の方が少ないという調査データもありますし、湿氣で床が滑ることがない、結露しないのだけがすることも少ないといふことなどなど、そういうことを含め、また、もっとと言えば、環境負担の軽減ですとか、木の文化の継承であるとか、地域経済の活性化にもつながるわけですが、学校そのものが環境教育やそういった木の文化の生きた教材にもなるということですので、今のJISの全面改正も受けて、この木造校舎を、木の学校造りですね、あるいは学校

施設の内装木質化、やっぱり積極的に推進すべきときに来たのではないかと思いますが、今後の取組、大臣にこれはお聞きをしたいと思います。
○国務大臣(下村博文君) 御指摘のように、木材は軟らかく温かみがあり、また湿度の調整にも優れています。また、地元の木材を活用することは、子供たちの地元への愛着を深め、地域の活性化にも資するということにつながつてくると思います。

文科省では、学校施設への木材利用を推進するため、平成十四年度以降、木材を活用した学校の整備に対して国庫補助を行いうる補助単価を加算するとともに、手引書や事例集の作成、直近では手引書は平成二十二年度、事例集は平成二十六年度に作成いたしましたが、あわせて、毎年度の講習会の開催等を通じまして地方自治体への支援を行つていただきたいと思います。

近年新しく建築されております公立学校施設のうち、木造や内装木質化が行われているものの割合は、年度により違いはありますが、平成二十一年度以降は七五%から八〇%程度と高い割合で推移をするようになつてまいりました。今後は、木材の利用が進んでいない地方公共団体においても積極的な取組が進められるよう、手引書や事例集の内容の一層の周知を図るなど、関係省庁とも連携しつつ、学校施設への木材利用を支援してまいりたいと思います。

○柴田巧君 ありがとうございます。
木をふんだんに使うと、その中で育つと、気を遣う人に、キという漢字は違いますが、そういう効果もあると言われておりますように、是非是非です。

先ほども申し上げましたように、もう一つ大事なことは、そういうことも含め、木の文化に小

さいときから触れて、あるいは木に親しみながら、あるいは遊びながら学んでいくということ、いわゆる木育というのは非常にこれから大事なことだと思つております。

私自身もからくり人形の会の会長を実はしていまして、地元で幼稚園とか小学校で公演をするんですが、残念ながら、私は名前は巧ですが、余り手先が巧みでないのですね。作ることはできないんですが、操ることは多少できますので、公演を行つて、このからくりの仕組みとかに非常に興味、関心を示します。

そういう意味でも、そういうことなどなど、木育というのは非常に重要なことだと思いますし、また、この森林の大切さを学ぶという緑の学習などなど、もつと積極的に学校現場で展開されてしまかるべきではないかと思っておるんですけど、これはどういうふうに取り組んでいかれるか、併せてお聞きをしたいと思います。

○政府参考人(小松親次郎君) 児童生徒が木や森林の良さに触れて、それから、その性質や働き、あるいは生活との関わり、今おつしやられたような幅広い視野から学ぶことは大変重要と私どもも考えております。

学習指導要領等でも、森林の働きとか、それから木材の使用とか、そういうものについて触れしておりますけれども、例えば小学校の社会科で申しますと、木の文化の伝承として歴史的な木造建築物を取り上げる。これは木による建物の、先ほどから申し上げてきました木育であつた上においても、今申し上げていてますように、非常に教育的効果も、あるいは木の文化の継承、発展の上においても、今申し上げてきました木育であつたんが、先ほどから申し上げていてますように、非常な山村留学や林間学校、それはいろいろ森林関係や地域の皆さんの御協力もいたかないとできませんが、先ほどから申し上げていてますように、非常な山村留学や林間学校、それはいろいろ森林関係や地域の皆さんの御協力もいたかないとできませんが、先ほどから申し上げていてますように、非常な山村留学とか、大変意義があると思っていまして、しっかりとこれを取り組んでいただきたいと思います。

こういった木の文化、世界にも多くの方にもやつぱり知つてもらつことは大変重要なことだと思つてます。二〇二〇年オリンピック・パラリンピックの際に、例えば、先ほど競技施設の話も出ましたが、日本の木をふんだんに使つた施設、

な学習時間や特別活動を使い、あるいは市の保有する森林を使って、そうした学習活動を行うということをやつております。

私どももいたしましては、こうしたことの重要性に鑑み、学習指導要領に基づきましてそれぞれ各学校で森林や木に関する教育が行われるようになります。

○柴田巧君 今御答弁もありましたが、この質問を作るに当たつていろいろ文科省の方からもお聞きをしましたが、概して言うと、木育とか森林教育とか、こういうのは余りどうも力が文科省としてはまだ入っていないような気がしてならないんですね。

林野庁、確かに林野庁から始まつてはいるところなきにしもあらずですが、そこは大変非常に熱心に取り組んでいるという感を持ちますが、例えば学校林、ちょっとと一時よりもかなり少なくなりましたが、学校林があつても今は全体の七%しかありませんが、その利用率は今三割ほどしかありません。もつともつとその学校林を活用した授業なんかもできるんじやないかと思いますし、山村留学や林間学校、それはいろいろ森林関係や地域の皆さんの御協力もいたかないとできませんが、先ほどから申し上げていてますように、非常な山村留学とか、大変意義があると思っていまして、しっかりとこれを取り組んでいただきたいと思います。

こういった要望もしておきたいと思います。時間がなくなつてしまつたので、最後に大臣に一点だけ。

こういった木の文化、世界にも多くの方にもやつぱり知つてもらつことは大変重要なことだと思つてます。二〇二〇年オリンピック・パラリンピックの際に、例えば、先ほど競技施設の話も出ましたが、日本の木をふんだんに使つた施設、あるいは内装の木質化等々もあつてしかるべきだ

ろうと思ひますし、文化プログラムの中での木の文化的体験、実感ができる、そういうものがあるといいんじやないかと思つていますが、大臣の御見解を聞いて、最後にしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) 今御提言で、文化プログラムにおいて世界中の方々に我が国の木の文化を実感、体感していただけるようなことがいいのではと提案がありました。是非、これは最近、日本は和紙の手書き技術、これが世界遺産の対象にもなつたということもござりますし、日本の世界最古の木造建築物である法隆寺等を始め建築物は全部木造でありますから、おっしゃつたような木の文化、これも文化プログラムの中に入れれる一つとして、文化庁でも、政府の方でも、あるいは組織委員会、また地方公共団体に対しても提案をしてまいりたいと思います。

○柴田巧君 ありがとうございました。終わります。

○田村智子君 日本共産党の田村智子です。

高校における特別支援教育についてお聞きします。

高校の特別支援学級、また特別支援学校の中等部の卒業生の数、そのうち高等学校への進学者が何人か、直近の数字で示してください。局長、お願ひします。

○政府参考人(小松親次郎君) お尋ねの件、中学校特別支援学級の、直近、平成二十六年三月で申し上げます、卒業者数が一万七千三百四十一人、このうち、卒業者数の数でよろしくございますでしょうか。

○田村智子君 はい。卒業と進学です。高校に進学した者です。高校に進学した者です。

○政府参考人(小松親次郎君) 進学者。失礼しました。

そのうち、特別支援学校の高等部を除きまして、高等学校等へ進学された方が五千三百二十人でございます。それから、特別支援学校の中学部につきましては、卒業者の方が九千六百四十八人、このうち、特別支援学校高等部を除きまして、高等

学校等への進学者数が二百五十二人となつております。

○田村智子君 これは特別支援学級に通つていていた中三生の三分の一近くが高校に進学をしている。

特別支援学校の中等部からの進学者も含めますと、約二割の方が高校への進学をしていることになります。これは十年前の倍以上の数字で、しかしここには通級学校を利用していた生徒や、発達障害などがあるけれども普通学級に通つていて、こういう生徒の数は含まれていないわけです。

文科省などの調査を見ても、発達障害のある生徒は高校在籍者の二%程度だろうと、こういう調査の報告もされているところです。

大臣にお聞きしたいんですが、高校における特別支援教育の必要性、その認識をお伺いいたしました。

○国務大臣(下村博文君) 平成十九年に施行されました学校教育法の一部改正によりまして、特別支援教育が制度化され、高等学校におきましても、

まず、中学校の特別支援学級、また特別支援学校の困難を克服するための教育を行なうことが明記されたところであります。

特別支援教育は、障害のある全ての子供たちの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高めるため、適切な指導及び必要な支援を行うものであります。

さらに、特別支援教育は、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであります。我が国が社会にとって重要な意味を持つっているというふうに感じております。

○田村智子君 はい。卒業と進学です。高校に進学した者です。

○政府参考人(小松親次郎君) 進学者。失礼しまして。

はなかなか進んでいないのが実態です。

高校での整備の遅れというのは、これ見ても、

思つわけです。しかし、そういう選抜で入学する

高校においても特別支援教育を位置付けた。これ非常に重要なだというふうに思つんですね。

現場には、恐らく経験がないといふことも含め

る学校のうち六五・九%でしか作成の体制はあり

ません。巡回相談、取り組んでいるのは四割強と。

文部科学白書でも、課題が大きいと指摘をされて

います。

局長にお聞きします。整備がなかなか進まない理由をどのように分析されていますか。

○政府参考人(小松親次郎君) 大臣からも今お話をございましたように、高校におきましては、特別

支援教育は平成十九年に施行された学校教育法の一部改正で初めて明記されたという状況にございました。

ます。

高等学校では、この法改正以前にも、主として

生徒指導、教育相談等の観点から、発達障害のあ

る生徒さんも含めて、課題のある生徒さんへの指

導、支援は行われてきたということはござります

けれども、他方で、率直に申しまして、通常の高

校では入学者選抜がございます。ここは義務教育

と違うところでございまして、そうした適格者主

義での高等学校では、義務教育段階である小中

学校ほどには障害のある生徒さんへの対応の必要性

が認識においては高くなかつたという面もあるう

かと考えております。

そういう意味では、国といたしましても、高等

学校における特別支援教育を推進するために、こ

の法改正以降、特別支援教育支援員の配置のため

の措置あるいは関係事業等を実施しております中

で、特別支援教育コーディネーターの指名等の基

礎的な体制整備は、前に比べますと進んできておりますけれども、一層の体制整備が必要な状況になつてゐるというふうに見ております。

それから、特別支援教育の支援員でござります

けれども、こちらにつきましては、実績で申し上

げますけれども、高等学校では四百八十一人とい

うのが状況でござります。

○田村智子君 これは、小中で支援員の配置とい

うのは四万三千六百人ほどだと聞いていますか

から、高校で交付税措置されていても支援員の配置

というのが非常に遅れているということも明らか

なんですね。高校というのは、通級制度もありませ

ん、特別支援教育の教育課程というのも作成され

ていない、国として教員加配の制度もないというのが実態で、やっぱりこうした見直しというのが求められていくと思います。

もちろん、文科省も努力をしていて、この間、モデル校を二年間取り組む学校を広げてきています。

かつてモデル校を経験した千葉県立船橋法典高校、この取組見てみますと、一年生すべからく一クラス二十五人という教員配置を行っています。

特別支援学校を経験した教員も配置をすると。そして、例えば、ノートを取るのが困難、先生の話を聞きながらノートを取るということがなかなか発達障害などを持っている子は困難な場合がある。そうすると、みんなで工夫して、話を聞く時間と授業の終わりにしっかりとノートを取る時間、こういう授業をやろうじゃないか。それから、何が大切なことを記述しながら分かるようなワーカシートを作つたりとか、様々な工夫を行つているんです。そうすることで、障害のある子が落ちこぼれていかない、やめていくようなことがないということだけではなくて、ほかの生徒にとっても非常に教育効果があるということをまた実証されているということなんですね。

やはり、こうした成果、この高校ではモデル事業を二年間終わつた後も続けているということなので大変努力をされていると思いますが、やはり研究期間だけとか研究校だけということではなく取り組んでいくことが必要だというふうに思つんですね。

とりわけ、やはり特別な教育課程、高校でもこれを認めていくこと、それからそれに伴う教員加配、これも国の制度としても検討していくことが必要だと思いますが、大臣の見解をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) 高等学校における特別支援教育の取組のうち、教育課程につきましては、入学者選抜があることや教育課程の強力的な運用が可能であることなどから、小中学校のように特別の教育課程の編成ではなく、選択科目や学校設

定教科・科目などを活用し、現行の教育課程の基準の中で工夫して取り組んでいるところであります。

他方、平成二十四年七月の中教審初等中等教育分科会の報告におきましては、高等学校においても特別な支援を必要とする生徒のための特別の教育課程の編成について検討する必要があるとの提言も出されています。

文科省としては、これを受けまして、昨年度か

ら三か年の予定で、通級による指導を視野に入れた特別の教育課程の編成に関する研究事業を実施しております。今後、この事業の成果を踏まえつつ、その制度化について検討するとともに、あわせて、方についても検討してまいりたいと考えております。

私も、国会日程が許されれば、できるだけ早く高校における特別支援教育を行つてあるところを視察に行つて、現場もできたら複数把握をしてまいりたいと思います。

○田村智子君 モデル事業が本当に高校全体に広がつていいようにお願いしたいと思います。

特別教育支援コーディネーターについてお聞きします。

小中学校に比べて配置が遅れているとはいえることは今八割の高校で指名されていて、公立高校で見るところほぼ全校で指名されています。しかし、これはまだ教育委員会等にしっかりと対応をします。

私は、高校における特別支援教育を行つてあるところを視察に行つて、現場もできたら複数把握をしてまいりたいと思います。

○田村智子君 次世代の党の松沢成文でございます。

○松沢成文君 ついでに、この問題についてお聞きします。

今日は、有害ゲームソフトの規制について、文科大臣中心に内閣府や経産省の方にもちょっと御意見を伺つていただきたいなというふうに思つています。

文科大臣、これ通告していませんが、端的に知らないなら知らないと言つてください。コンピューターゲームソフトで「グランド・セフト・オート」というシリーズがあつて、これが世界中で物

すごく売れていて、どんなソフトか知つてしまひましたか。あるいはやつたことがありますか。

○国務大臣(下村博文君) 金剛存じ上げております。せんでした。今、委員のこの資料を見て、ちょっと

とびっくりしているところでございます。

○松沢成文君 大臣も忙しいでしようし、コンピューターゲームやつてない暇ないです。

ただ、私もこの問題に取り組むようになつて、十年ぐらい前でしたけれども、やつたことなかつたんで、スタッフに全部やつてあるところを見させてもらつて、まあさざまじい残酷性、残酷性で

やはり物理的な時間が必要なわけで、授業の持ち時間が軽減などが図られるようなことも必要だと思いますが、局長、いかがでしょうか。

○政府参考人(小松親次郎君) 特別支援教育の充実の要となりますコーディネーターあるいはコーディネーター的な役割を担う先生につきましては、その力を發揮していただく上で大事なことは、これは校務分掌の中でそうした發揮ができるよう位置付けが確立していくことだと思われます。

現状、各学校の校長が指名をいたしまして、その際に校務分掌に明確に位置付けるということでおもに機能するよう努めています。文部科学省としては各教育委員会等に通知して求めています。

さらに、実際にコーディネーターの方が中心的な役割を果たせるようになります。校長先生にリーダーシップを發揮していただきまして、学

校全体の校務分掌もその方向へ随時見直して

います。

○田村智子君 終わります。

○松沢成文君 ついでに、この問題についてお聞き

します。

○田村智子君 ついでに、この問題についてお聞き

します。

文科大臣、これ通告していませんが、端的に知

らないなら知らないと言つてください。コンピュ

ーターゲームソフトで「グランド・セフト・オー

ト」というシリーズがあつて、これが世界中で物

すごく売れていて、どんなソフトか知つてしまひ

ましたか。あるいはやつたことがありますか。

是非、校務分掌でのコーディネーターといふこ

とだけではなくて、とりわけ高校卒業後の進路、こ

とは加配教員を置くことも含めてしっかりと自立

支援ができるような対策が必要だと思います。大

臣の見解をお聞きして、終わりたいと思います。

○国務大臣(下村博文君) 高等学校における生徒

支援のための加配定数は、設置者である地方公共

団体からの申請に基づき措置をしているところで

あります。

高等学校における特別な支援を必要とする生徒への対応については、高等学校が抱える新たな課題として認識しておりますので、特別な支援を必

要とする生徒の実情や地方公共団体の加配定数のニーズをきめ細かく文部科学省としても把握いたしましたし、対応について検討してまいりたいと思

います。

高等學校における特別な支援を必要とする生徒

時間の軽減などが図られるようなことも必要だと

思いますが、局長、いかがでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 高等学校における生徒

支援がかかるよう対策が必要だと思います。大

臣の見解をお聞きして、終わりたいと思います。

○田村智子君 ついでに、この問題についてお聞き

します。

○松沢成文君 ついでに、この問題についてお聞き

します。

文科大臣、これ通告していませんが、端的に知

らないなら知らないと言つてください。コンピュ

ーターゲームソフトで「グランド・セフト・オー

ト」というシリーズがあつて、これが世界中で物

それで、皆さんにお配りした資料は、それは一部のこれ、止まっている写真ですけれども、これはもうゲームですから、動画で動いていく。ただ、DVDとかビデオ、映画と違つて、それを見るだけじゃないんですね。ゲームですから自分がやつて、その中でどんどん殺りく、虐殺、殺害をして、それがうまければうまいほどゲームはどんどん得点が上がっていくわけです。このゲームはストーリーが付いていますから、例えば裏切られたとか、復讐するとか、組織犯罪が出てくる。こういうのを全部ぶつ切つたりしていくわけなんですね。ですから、我々凡人では、全く感覚的にはもう本当に合わない、もう目を背けたくなるようなゲームなんですが、ただ、好きな人は本当に好きなんですね。もうこれに没頭しちゃっている人がいる。それから、特に青少年に物すごい人気があつて、実は一億五千万本、全世界で売れているんです、これ、「グランド・セフト・オート」シリーズで。それで、一番人気のあった「グランド・セフト・オートIII」というので、もう日本でも三十万本売れてるんですね。大変なゲームだつたんですね。

山際先生も神奈川ですけれども、二〇〇五年に、

私は、知事だったときには、この残虐な内容が含まれている「グランド・セフト・オートIII」というこ

の家庭用のゲームソフトを県の青少年保護育成条

例の有害図書に初めて全国で指定をしたんですね。

当時、重大な少年犯罪の被疑者がこのゲームの熱

狂的なファンだったという新聞報道も結構あつ

て、私も内容をチェックしました。同様の残虐な

ゲームに熱中していた少年の凶悪犯罪が続いていました。そこで、この指定は残虐性を理由にした

ゲームソフトの全国で初めてのケースとして注目

をされたんですが、これによつて、十八歳未満の

青少年への販売が禁止されることに加えて、他の

ソフトと区別して陳列することが販売店には義務

付けられたんですね。悪質な違反者は三十万円以

下の罰金が科せられることになりました。

ね。それで、皆さんにお配りした資料は、それは一部のこれ、止まっている写真ですけれども、これはもうゲームですから、動画で動いていく。ただ、DVDとかビデオ、映画と違つて、それを見るだけじゃないんですね。ゲームですから自分がやつて、その中でどんどん殺りく、虐殺、殺害をして、それがうまければうまいほどゲームはどんどん得点が上がっていくわけです。このゲームはストーリーが付いていますから、例えば裏切られたとか、復讐するとか、組織犯罪が出てくる。こういうのを全部ぶつ切つたりしていくわけなんですね。ですから、我々凡人では、全く感覚的にはもう本当に合わない、もう目を背けたくなるようなゲームなんですが、ただ、好きな人は本当に好きなんですね。もうこれに没頭しちゃっている人がいる。それから、特に青少年に物すごい人気があつて、実は一億五千万本、全世界で売れているんです、これ、「グランド・セフト・オート」シリーズで。それで、一番人気のあった「グランド・セフト・オートIII」というので、もう日本でも三十万本売れてるんですね。大変なゲームだつたんですね。

山際先生も神奈川ですけれども、二〇〇五年に、私は、知事に随分訴えて、神奈川に次いで埼玉とか千葉とか、どんどん青少年保護育成条例上、今まで映画とかビデオとか図書だったんですね、それに新たにゲームソフトの規制というのを始めたんです。

こうした動きの一方で、私は、全国知事会を代表して、実は家庭用ゲームソフト関係業界団体に対して、実は家庭用ゲームソフト関係業界団体に対して販売等の自主規制の促進も促しました。これを受けて、コンピュータエンターテインメントレークティング機構、いわゆるCEROという業界の団体があるんですけれども、それまでのレー

ティング区分を見直して、新たにZ区分というのを設けて、残虐性のあるもの、それを十八歳以上のみを対象として、十八歳以下には売らないという努力をしていくことになったわけです。

こうして残虐ゲームに対する規制は一定程度進んだものの、この青少年保護育成条例という指定

基準が、これ都道府県ごとに異なります。また、ゲーム自体が、従来の家庭用のゲーム機を中心とした形態から、スマホが出てきて、そして携帯端末でのモバイルゲームにどんどん移つて

いったということと、あと国境を越える、これオンラインゲームに進化していること、だから日本で規制されていても、もうインターネットで世界

へとどまっているところでござります。そういう意味では十分ではないという状況だと思います。

先ほども申し上げましたけれども、図書や映画、ビデオといったほかの有害図書とは違うところなんですね。そこで、大臣に、教育的見地からも、こうした

残虐なゲームが青少年に与える影響というのは大臣ほどのよう認識されていますでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のとおり、残虐又は暴力的な内容のゲーム、メディアにつきましては、その自主的な取組というものを行っておりましたが、それが機能するようにしっかりとサポートするとい

うところにとどまっているところでござります。○松沢成文君 近年の青少年による凶悪殺人事件、昨年七月の佐世保の女子高生殺害事件、あるいは今年一月の名古屋の女子学生の殺人事件、そしてまた二月には、私も地元で、山際先生も地元ですが、川崎市の中一殺害事件と、青少年による凶悪かつ異常な殺人事件が相次いでいるんですね。この殺害の動機などは今いろいろ捜査中であります。

先ほども申し上げましたけれども、図書や映画、ビデオといったほかの有害図書とは違うところなんですね。そこで、大臣に、教育的見地からも、こうした

残虐なゲームが青少年に与える影響というのは大臣ほどのよう認識されていますでしょうか。

○国務大臣(下村博文君) 御指摘のとおり、残虐又は暴力的な内容のゲーム、メディアにつきましては、その自主的な取組というものを行っておりましたが、それが機能するようにしっかりとサポートするとい

うところにとどまっているところでござります。○松沢成文君 近年の青少年による凶悪殺人事件、昨年七月の佐世保の女子高生殺害事件、あるいは今年一月の名古屋の女子学生の殺人事件、そしてまた二月には、私も地元で、山際先生も地元ですが、川崎市の中一殺害事件と、青少年による凶悪かつ異常な殺人事件が相次いでいるんですね。この殺害の動機などは今いろいろ捜査中であります。

子供たちが健全に成長、発達していくことのできる環境を確保する観点からは、保護者や教育関係者を始めとする大人が良識を持つてこうした

ゲームやメディアの影響から子供たちを守る努力

くビデオとか図書とは違うところなんです。間接体験じゃなくて、自分が体験して殺人をしてどんどん得点が上がっていくわけです。そこで、まず、これは経産省になるんでしょうが、我が国におけるこの残虐ゲームに対する規制の在り方についてどのように考えているか、まず御意見をお伺いしたいと思います。

○副大臣(山際大志郎君) お答え申し上げます。経済産業省のみならず政府全体でしようけれども、共通した認識としては、今委員御指摘いただ

いたように青少年保護の観点から、残虐なゲームに対しても一定の歯止めは掛けなくてはいけないし、非行、問題行動のある割合が高くなる傾向が認められています。海外でもいろんな研究がなされていまして、海外の研究からは、暴力的なメディアは若年者に依存、うつ、攻撃性の増加をもたらすということが明らかにされています。

私は、ちょっと新聞で目に留まったのは、川崎の中一殺害事件を受けて、ある教育専門家がこんなことを言っています。小さい頃から殺りくをテ

マにしたゲームやネットが売れている影響で、私も反省の弁がないのです、凶器を用意するのはアイデアをそらせる感覺で、彼らとしてはあくまでも試し使い、だから、殺すつもりがなく、逮捕されながら生きているのです。

が必要ですが、文科大臣の立場からすれば、表現の自由とはいえ、こういうものが放置するようなことがあつてはならないと、そういう危惧を強く思います。

○松沢成文君 文科大臣も、このような状況が放置されているようなことがあつてはならないという危惧を持つているということでありました。

そこで、有害図書指定については、今、長野県は一部市町村でもやっているんですが、ほかは都道府県の青少年保護条例によって対応をしている状況です。私も地方分権論者ですから、地方でできることは地方でどんどんやっていくという方針は賛成ですけれども、ただ、これ都道府県で規制しても、日本の場合は広域自治体でも範囲が狭いですから、もう神奈川県の場合は、川崎の子供はすぐ多摩川を渡って大田区に買物に行けますし、都道府県の条例の規制では範囲が狭過ぎてしまつかりとした効果が上がらないんじやないか、都道府県ごとの条例で対応するには私は限界があるんじゃないかというふうに思つていています。

さらに、先ほど申し上げたように、ゲーム自体が、従来の家庭用ゲーム機を中心とした形態から、スマートなどの場所と時間を選ばない携帯端末でのモバイルゲームに変化していることとか、それから、県境のみならず国境を越えるオンラインゲームへと進化していくなど、目まぐるしい技術革新によるゲーム環境の変化に対応できていなわけですね。

そこで、憲法で保障された表現の自由との関係での整理というのは必要だと思いますが、残虐なゲーム規制を含む有害図書の指定を新たな立法措置によつて全国一律の規制にしていくことも私は検討していくべきじゃないかというふうに思つています。

○副大臣(赤澤亮正君) 青少年健全育成を担当している内閣府の立場からお答えをいたしますが、

必要ですが、文科大臣の立場からすれば、表現の自由とはいえ、こういうものが放置するようなことがあつてはならないと、そういう危惧を強く思います。

○松沢成文君 文科大臣も、このよな状況が放置されているようなことがあつてはならないといつて危惧を持つているということでありました。

そこで、有害図書指定については、今、長野県は一部市町村でもやっているんですが、ほかは都道府県の青少年保護条例によって対応をしているというよな状況も大変

認識を新しくしたところはございます。

委員御指摘のとおり、残虐なゲームについて一定のルールや歯止めが必要であるということはもう政府一律によく理解をしている共通認識だと思います。ただ、先ほどからも御議論ありますように、表現の自由にも関わるということ、さらには、委員自ら御紹介ありましたが、長野県ではまだ有害図書類の指定の制度もできていない状況であり、ある都道府県においてもかなり制度の中身、具体的な内容については異なつてゐるということです、やっぱり表現の自由の絡む、非常に国民の関心の高い、議論が活発に行われる分野であると認識をしておりますので、まだなかなか国民的なコンセンサスまであるかといふことになると、現時点ではちょっとあるとは言えない状況かなというふうに思つております。

○委員長(水落敏栄君) 平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案の両案を一括して議題といたします。

○委員長(水落敏栄君) 本日の調査はこの程度にとどめます。

子は毎日のようにやつてゐるといふんじや、これはもう犯罪につながる可能性は私は大だと思つて、危惧を持つてゐるんです。

そういう実態をよく見た上で、こういう犯罪に付いた事件、事故あるいは調査研究の事例を御紹介いただいて、ゲームのモバール化であるとか、さらには越境をしているといふな状況も大変

認めを新しくしたところはございました。

委員御指摘のとおり、残虐なゲームについて一定のルールや歯止めが必要であるということはもう政府一律によく理解をしている共通認識だと思います。ただ、先ほどからも御議論ありますように、表現の自由にも関わるということ、さらには、委員自ら御紹介ありましたが、長野県ではまだ有害図書類の指定の制度もできていない状況であり、ある都道府県においてもかなり制度の中身、具体的な内容については異なつてゐるということです、やっぱり表現の自由の絡む、非常に国民の関心の高い、議論が活発に行われる分野であると認識をしておりますので、まだなかなか国民的なコンセンサスまであるかといふことになると、現時点ではちょっとあるとは言えない状況かなといふふうに思つております。

そういう中で、我々としても、有害図書類の規制の在り方について、様々な議論、しっかりと動向を注視しながら、内閣府としては、今後とも関係省庁や地方公共団体などと連携し、青少年を取り巻く有害環境への対応をしっかりと推進していくべきなふうに考えてございます。

○副大臣(下村博文君) この度、政府から提出

いたしました平成三十二年東京オリンピック競

技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法

案及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特

別措置法案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、平成三十二年東京オリンピック競技大

会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案について御説明申し上げます。

平成二十五年九月、平成三十二年に開催される

オリンピック競技大会・パラリンピック競技大会の開催地が東京都に決定いたしました。

政府といたしましては、オリンピック競技大会の招致に当たり、平成二十三年十二月に開設了解を行つてゐるところであり、さらに、開催決定直後に東京オリンピック・パラリンピック担当大臣

を任命するとともに、昨年四月には、東京オリン

ピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会

に係る重要な問題を協議し、行政各部の所管する事

務の連絡調整を行うため、全ての国務大臣を構成員とする閣僚会議を設置するなどの対応を取つて、危惧を持つてゐるんです。

今回

の法律案は、これらの大会の円滑な準備及び運営に資するため、このよな政府による支援の一環として必要な特別の措置を講じようとするものであり、その内容の概要是次のとおりであります。

第一に、この法律案の趣旨は、これらの大会が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとしております。

第二に、内閣に東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部を置くこととともに、その所掌事務、組織、設置期限等について定めております。

第三に、内閣総理大臣は、これらの大会の円滑な準備及び運営に関する施策の総合的かつ集中的な推進を図るために基本的な方針を作成し、閣議の決定を求めるべきなこととしております。

第四に、国は、公益社団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会がこれらの大会の準備又は運営のために使用する施設の用に供される国有財産を組織委員会に対し無償で使用させることができます。

第五に、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規定する寄附金付郵便はがき等について、組織委員会が調達するこれらの大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができます。

第六に、組織委員会は、これらの大会の準備及び運営に関する業務のうち、国の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行つたため、国の職員を組織委員会

の職員として必要とするときはその派遣を要請することができるのこととし、当該要請があつた場合、任命権者は派遣の必要性等を勘案して國の職員を派遣することができることとともに、組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととしております。

第七に、内閣法の一部を改正し、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部が置かれている間、國務大臣の数の上限を一名増員することとしております。

次に、平成三十一年ラグビーワールドカップ大

会特別措置法案について御説明申し上げます。平成三十一年七月、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会の開催国が日本に決定いたしました。

政府といたしましては、同大会の招致に当たり、平成二十一年四月に閣議口頭了解を行つては、ころであります。さらに、開催決定後、昨年四月に設置された二〇二〇年オリンピック・パラリンピック東京大会等に関する閣僚会議において、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会とラグビーワールドカップ大会との一体的な準備に配意しつつ、重要問題の協議等を行うこととしているところであります。

今回の法律案は、大会の円滑な準備及び運営に資するため、このような政府による支援の一環として必要な特別の措置を講しようとするものであ

り、その内容の概要是次のとおりであります。

第一に、この法律案の趣旨は、ラグビーワールドカップ大会が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、必要な特別の措置を講ずるものとしております。第一に、お年玉付郵便葉書等に関する法律に規

定する寄附金付郵便はがき等は、公益財団法人ラグビーワールドカップ二〇一九組織委員会が調達する同大会の準備及び運営に必要な資金に充てる

ことを寄附目的として発行することができるこ

としております。

第三に、組織委員会は、同大会の準備及び運営に

関する業務のうち、國の事務又は事業との密接な連携の下で実施する必要があるものを円滑かつ効果的に行つたため、國の職員を組織委員会の職員

として必要とするときは、その派遣を要請するこ

とができることとし、当該要請があつた場合、任命権者は派遣の必要性等を勘案して、國の職員を派遣することができることとともに、組織委員会の役員及び職員は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなすこととしております。

以上がこれらの法律案の提案理由及びその内容

の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御可決くだ

さいますようお願いいたします。

○委員長(水落敏栄君) 大臣、今お読みになつた

中で、最初の一からあります、第四の「国は、

○委員長(水落敏栄君) どうとこを社団法人といふふ

うにお読みになつたと私は認識しておりますが、

これは訂正していただけますか。

○國務大臣(下村博文君) 不礼いたしました。

○公益財団法人でございます。訂正させていただ

きます。

○委員長(水落敏栄君) 大臣、今お読みになつた

中で、最初の一からあります、第四の「国は、

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

五月十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案
一、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案

○委員長(水落敏栄君) 以上で両案の趣旨説明の聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることといたしました。

五月十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法案
一、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法案

○委員長(水落敏栄君) 連合審査会に関する件についてお諮りいたします。

○委員長(水落敏栄君) 連合審査会に開会の申入れを受諾

第一条	第二章	第三章	第四章
第一节	第二章	第三节	第四节
第一章 総則	第一章 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法	基本方針(第十三条)	大会の円滑な準備及び運営のための支援措置等
第二章 第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例	第二章 東京オリンピック競技大会特別措置法	(第十五条)	(第十六条～第二十八条)
第三章 第二節 組織委員会への國の職員の派遣等	第三章 第二節 東京オリンピック競技大会特別措置法	（第十六条～第二十八条）	（第十六条～第二十八条）
第四章 第二節 附則	第四章 第二節 附則	（第十六条～第二十八条）	（第十六条～第二十八条）
（趣旨）	（趣旨）	（趣旨）	（趣旨）
第一条 この法律は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。	第一条 この法律は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。	第一条 この法律は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。	第一条 この法律は、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会（以下「大会」と総称する）が大規模かつ国家的に特に重要なスポーツの競技会であることに鑑み、大会の円滑な準備及び運営に資するため、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部の設置及び基本方針の策定について定めるとともに、国有財産の無償使用等の特別の措置を講ずるものとする。
（所掌事務）	（所掌事務）	（所掌事務）	（所掌事務）
第三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。	第三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。	第三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。	第三条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一 第十三条第一項に規定する基本方針（次号において単に「基本方針」という。）の案の作成に關すること。	一 第十三条第一項に規定する基本方針（次号において単に「基本方針」という。）の案の作成に關すること。	一 第十三条第一項に規定する基本方針（次号において単に「基本方針」という。）の案の作成に關すること。	一 第十三条第一項に規定する基本方針（次号において単に「基本方針」という。）の案の作成に關すること。
二 基本方針の実施を推進すること。	二 基本方針の実施を推進すること。	二 基本方針の実施を推進すること。	二 基本方針の実施を推進すること。
三 前二号に掲げるもののほか、大会の円滑な準備及び運営に關する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關すること。	三 前二号に掲げるもののほか、大会の円滑な準備及び運営に關する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關すること。	三 前二号に掲げるもののほか、大会の円滑な準備及び運営に關する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關すること。	三 前二号に掲げるもののほか、大会の円滑な準備及び運営に關する施策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に關すること。

3 第一項の取決めにおいては、組織委員会における勤務時間、特定業務に係る報酬等（報酬、賞金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、特定業務の対償として受けける全てのものをいう。第十九条第一項及び第一項において同じ。）その他の勤務条件及び特定業務の内容、派遣の期間、職務への復帰に関する事項その他第一項の規定による派遣の実施に当たつて合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。

4 任命権者は、第一項の取決めの内容を変更しようとするときは、当該国の職員の同意を得なければならぬ。この場合においては、第二項の規定を準用する。

5 第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えることができない。ただし、組織委員会からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ、特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該国の職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。

6 第一項の規定により組織委員会において特定業務を行う国の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る同項の取決めに定められた内容に従つて、組織委員会において特定業務を行うものとする。

7 第一項の規定により派遣された国の職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、本国の職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

（職務への復帰）

第十八条 派遣職員は、その派遣の期間が満了したときは、職務に復帰するものとする。

2 任命権者は、派遣職員が組織委員会における職員の地位を失つた場合その他の人事院規則で

定める場合であつて、その派遣を継続することができるか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。（派遣期間中の給与等）

第十九条 任命権者は、組織委員会との間で第十七条第一項の取決めをするに当たつては、同項の規定により派遣される国の職員が組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等について、当該国（組織委員会）の職員がその派遣前に從事していた職務及び組織委員会において行う特定業務の内容に応じた相当の額が確保されるよう努めなければならぬ。

2 派遣職員には、その派遣の期間中、給与を支給しない。ただし、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員には、その派遣の期間中、組織委員会から受ける特定業務に係る報酬等の額に照らして必要と認められる範囲内で、俸給、扶養手当、地域手当、広域異動手当、研究員調整手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ百分の百以内を支給することができる。

3 前項ただし書の規定による給与の支給に際し必要な事項は、人事院規則（派遣職員が検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）の適用を受ける者である場合にあっては、同法第三条第一項に規定する準則）で定めることとする。

（国家公務員共済組合法の特例）

第二十条 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号。以下この条において「国共済法」という。）第四十一条第二項の規定及び国共済法の短期給付に関する規定（国共済法第六十八条の三の規定を除く。以下この項において「国共済法第二百一十二条第一項中「各管省庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第七号」と、及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規

て同じ。）が派遣職員となつたときは、国共済法の短期給付に関する規定の適用については、そのなつた日の前日に退職（国共済法第二条第一項第四号に規定する退職をいう。）をしたものとみなし、派遣職員が国共済法の短期給付に関する規定の適用を受ける職員となつたものとみなし、国は、そのなつた日に職員となつたものとみなす。速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。（派遣職員に関する国共済法の長期給付に関する規定）

2 派遣職員に関する国共済法の長期給付に関する規定については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

3 派遣職員は、国共済法第九十八条第一項各号に掲げる福祉事業を利用することができない。ただし、組織委員会において特定業務が円滑かつ効果的に行われることを確保するため特に必要があると認められるときは、当該派遣職員は、国共済法第二条第一項第五号及び第六号中「どし、その他の職員」とあるのは「並びにこれらに相当するものとして次条第一項に規定する組合の運営規則で定めるものとし、その他の職員」と、国共済法第九十九条第二項中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号、第一号の一及び第四号を除く。）と、及び国（負担金）とあるのは「平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第二百一十九号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という。）の負担金及び国（負担金）と、同項第一号及び第三号中「国（負担金）とあるのは「組織委員会の負担金及び国（負担金）と、国共済法第二百一十二条第一項中「各管省庁の長（環境大臣を含む。）、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」と、「第九十九条第二項（同条第五項から第七項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項（同条第六項及び第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」とあるのは「第九十九条第二項及び第四項」と、同条第四項中「から第四号まで」とあるのは「及び第七号」と、及び同条第四項（同条第六項及び第七項の規

定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）とあるのは「並びに同条第四項」と、「（同条第四項）とあるのは「（同項）と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは「組織委員会及び国」とする。

5 前項の場合において組織委員会及び国が同項の規定により読み替えられた国共済法第九十九条第二項の規定により負担すべき金額その他必要な事項は、政令で定める。（子ども・子育て支援法の特例）

第二十一条 派遣職員に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、組織委員会を同法第六十九条第一項第四号に規定する団体とみなす。

（国家公務員共済組合法等の適用関係等についての政令への委任）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、派遣職員に関する国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第六百五十二号）、子ども・子育て支援法その他これらに類する法律の適用関係の調整を要する場合におけるその適用関係その他必要な事項は、政令で定める。

（一般職の職員の給与に関する法律の特例）

第二十三条 第十七条第一項の規定による派遣の期間中又はその期間の満了後における当該国（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条规定の職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第二十三条规定の職員に関する一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第一項及び附則第六項の規定の適用については、組織委員会における特定業務（当該特定業務に係る労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第七条第二項に規定する通勤（当該第五十号）第七条第二項に規定する通勤に該当するものに限る。次条第一項において同じ。）を含む。）を公務とみなす。

（国家公務員退職手当法の特例）

第二十条第四項を削り、同条第五項中「同項の規定により読み替えた國共済法第九十九条第二項」を「厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項」に改め、同項を同条第四項とする。

（国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部改正）

第四条 国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第六号中「第二十条」を「第二十一条」に改める。

附則に次の二条を加える。

（平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一
部改正）

第二十一条 平成三十一年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成十七年法律第二号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「第四十一条第二項」を「第三十九条第二項」に改め、同条中第三項を削り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 派遣職員に関する国共済法の退職等年金給付に関する規定の適用については、組織委員会における特定業務を公務とみなす。

第二十条第四項中「国が」の下に「同項の規定により読み替えた國共済法第九十九条第二項及び」を加え、同項を同条第五項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用については、國共済法第二条第一項第五号及び第六号中「とし、その他の職員」とあらかじめ、当該職員に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中ににおける給与の支給に関する事項を明示しなければならない。

3 第二項の取決めにおいては、組織委員会における勤務時間、特定業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる

済法第九十九条第一項中「次の各号」とあるのは、「第三号」と、「当該各号」とあるのは、「同号」と、「及び國の負担金」とあるのは、「平成三十二年東京オリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第二号）第八条第一項に規定する組織委員会（以下「組織委員会」という）の負担金及び國の負担金」と、同項第三号中「國の負担金」とあるのは、「組織委員会の負担金及び國の負担金」と、國共済法第二条第一項中「各省各厅の長（環境大臣を含む）、行政執行法人又は職員団体」とあり、及び「國、行政執行法人又は職員団体」とあるのは、「組織委員会及び國」と、「第三十九条第二項（同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）とあるのは、「第九十九条第二項第三号及び第四号」とあるのは、「第九十九条第二項第三号」と、「並びに同条第五項（同条第七項及び第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）」とあるのは、「及び同条第五項」と、「同条第五項」とあるのは、「同項」と、「國、行政執行法人又は職員団体」とあるのは、「組織委員会及び國」とする。

第二章 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

第二条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第一項に規定するもののほか、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会（平成二十四年五月十日に一般財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）が調達するラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の团体とみなして、同法の規定を適用する。

第三章 組織委員会による派遣の要請

第三条 組織委員会は、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に関する業務のうち、スポーツに関する外国の行政機関その他の関係機関との連絡調整、ラグビーワールドカップ大会の会場その他の施設の警備に関する計画及び選手その他の関係者の輸送に関する計画の作成、

附則

三条 第十五条

第一条 この法律は、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会（以下「ラグビーワールドカップ大会」という。）が大規模かつ国際的に重要なスポーツの競技会であること、並びにラグビーワールドカップ大会の準備及び運営がその翌年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の準備及び運営と密接な関連を有するものであることに鑑み、ラグビーワールドカップ大会の円滑な準備及び運営に資するため、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置を講ずるものとする。

第二章 寄附金付郵便葉書等の発行の特例

第二条 お年玉付郵便葉書等に関する法律（昭和二十四年法律第二百二十四号）第五条第一項に規定する寄附金付郵便葉書等は、同条第一項に規定するもののほか、ラグビーワールドカップ大会の準備及び運営を行うことを目的とする公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会（平成二十四年五月十日に一般財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会という名称で設立された法人をいう。以下「組織委員会」という。）が調達するラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に必要な資金に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、組織委員会を同項の团体とみなして、同法の規定を適用する。

第四条 任命権者は、前条第一項の規定による要請があつた場合において、スポーツの振興、公共の安全と秩序の維持、交通の機能の確保及び向上、外交政策の推進その他の國の責務を踏まえ、その要請に係る派遣の必要性、派遣に伴う事務の支障その他の事情を勘案して、國の事務又は事業との密接な連携を確保するために相当と認めるときは、これに応じ、國の職員の同意を得て、組織委員会との間の取決めに基づき、期間を定めて、専ら組織委員会における特定業務を行ふものとして當該國の職員を組織委員会に派遣することができる。

2 任命権者は、前項の同意を得るに当たっては、あらかじめ、当該國の職員に同項の取決めの内容及び当該派遣の期間中ににおける給与の支給に関する事項を明示しなければならない。

3 第二項の取決めにおいては、組織委員会における勤務時間、特定業務に係る報酬等（報酬、賃金、給料、俸給、手当、賞与その他のいかなる

名称であるかを問わず、特定業務の対償として受けた全のものをいう。第六条第一項及び第二項において同じ。その他の勤務条件及び特定業務の内容、派遣の期間、職務への復帰に関する事項その他第一項の規定による派遣の実施に当たって合意しておくべきものとして人事院規則で定める事項を定めるものとする。
4 任命権者は、第一項の決めの内容を変更しようとするときは、当該国の職員の同意を得なければならぬ。この場合においては、第二項の規定を準用する。
5 第一項の規定による派遣の期間は、三年を超えることができる。ただし、組織委員会からその期間の延長を希望する旨の申出があり、かつ特に必要があると認めるときは、任命権者は、当該国職員の同意を得て、当該派遣の日から引き続き五年を超えない範囲内で、これを延長することができる。
6 第一項の規定により組織委員会において特定業務を行う國の職員は、その派遣の期間中、その同意に係る同項の取決めに定められた内容に従つて、組織委員会において特定業務を行つるものとする。
7 第一項の規定により派遣された國の職員（以下「派遣職員」という。）は、その派遣の期間中、國の職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。（職務への復帰）
8 第一項の規定による國の職員の特定業務への従事については、國家公務員法第百四条の規定は、適用しない。
2 任命権者は、派遣職員が組織委員会における職員の地位を失つた場合その他の人事院規則で定める場合であつて、その派遣を継続することができるいか又は適当でないと認めるときは、速やかに、当該派遣職員を職務に復帰させなければならない。

務上の傷病又は死亡は同法第四条第二項、第五条第一項及び第六条の四第一項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該特定業務に係る労働者災害補償保険法第七条第二項に規定する通勤による傷病は国家公務員退職手当法第四条第一項、第五条第二項及び第六条の四第一項に規定する通勤による傷病とみなす。
2 派遣職員に関する国家公務員退職手当法第六条の四第一項及び第七条第四項の規定の適用については、第四条第一項の規定による派遣の期間は、同法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には該当しないものとみなす。

3 前項の規定は、派遣職員が組織委員会から所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三三十一条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。
4 派遣職員がその派遣の期間中に退職した場合に支給する国家公務員退職手当法の規定による退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、部内の他の職員との権衡上必要があると認められるときは、次条第一項の規定の例により、その額を調整することができる。 (派遣後の職務への復帰に伴う措置)

第十二条 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級及び号俸については、部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において、人事院規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
2 前項に定めるもののほか、派遣職員が職務に復帰した場合における任用、給与等に関する待遇については、部内の他の職員との均衡を失すことのないよう適切な配慮が加えられなければならない。 (人事院規則への委任)
第十三条 この法律に定めるもののほか、組織委員会において国の職員が特定業務を行うための派遣に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

2 前項において準用する第四条第一項の規定により派遣された自衛官（次項において「派遣自衛官」という。）に関する自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）第九十八条第四項及び第九十九条第一項の規定の適用については、 (同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)及びに厚生年金保険法とあるのは、「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは、「組織委員会及び国」とする。
3 派遣職員に関する国公済法第二百二十二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）行政執行法人又は職員団体」とあるのは、「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正」 (同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)及びに厚生年金保険法とあるのは、「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは、「組織委員会及び国」とする。
3 派遣職員に関する国公済法第二百二十二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）行政執行法人又は職員団体」とあるのは、「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正」 (同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)及びに厚生年金保険法とあるのは、「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは、「組織委員会及び国」とする。
3 派遣職員に関する国公済法第二百二十二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）行政執行法人又は職員団体」とあるのは、「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正」 (同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)及びに厚生年金保険法とあるのは、「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは、「組織委員会及び国」とする。
3 派遣職員に関する国公済法第二百二十二条の規定の適用については、同条第一項中「各省各庁の長（環境大臣を含む。）行政執行法人又は職員団体」とあるのは、「平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部改正」 (同条第六項から第八項までの規定により読み替えて適用する場合を含む。)及びに厚生年金保険法とあるのは、「厚生年金保険法」と、「国、行政執行法人又は職員団体」とあるのは、「組織委員会及び国」とする。

り、第二項を第三項とし、第一項の次に次の
一項を加える。

2 派遣職員に関する国共済法の退職等年金
給付に関する規定の適用については、組織
委員会における特定業務を公務とみなす。

第七条第四項中「国が」の下に「同項の規
定により読み替えた國共済法第九十九条
第二項及び」を加え、同項を同条第五項とし、
同項の前に次の二項を加える。

4 派遣職員に関する国共済法の規定の適用
については、國共済法第二条第一項第五号
及び第六号中「とし、その他の職員」とあ
るのは「並びにこれらに相当するものとし
て次条第一項に規定する組合の運営規則で
定めるものとし、その他の職員」と、國共
済法第九十九条第二項中「次の各号」とあ
るのは「第三号」と、「当該各号」とある
のは「同号」と、「及び国の負担金」とあ
るのは、「平成三十一年ラグビーワールド
カップ大会特別措置法（平成二十七年法律
第号）第二条に規定する組織委員会
(以下「組織委員会」という)の負担金及
び国の負担金」と、同項第三号中「国の負
担金」とあるのは、「組織委員会の負担金及
び国の負担金」と、國共済法第二条第一
項中「各省各府の長（環境大臣を含む。）、
行政執行法人又は職員団体」とあり、及び
「国、行政執行法人又は職員団体」とある
のは、「組織委員会及び国」と、「第九十九
条第二項（同条第六項から第八項までの規
定により読み替えて適用する場合を含む。）
により読み替えて適用する場合を含む。」
とあるのは「第九十九条第一項及び第五項
と、同条第四項中「第九十九条第二項第三
号及び第四号」とあるのは「第九十九条第
二項第三号」と、「並びに同条第五項（同
条第七項及び第八項の規定により読み替え
て適用する場合を含む。以下この項におい

て同じ。」とあるのは「及び同条第五項」と、
「(同条第五項)とあるのは「(同項)と、「国、
行政執行法人又は職員団体」とあるのは「組
織委員会及び国」とする。

五月十五日本委員会に左の案件が付託された。
一、学費負担の大幅軽減と私大助成の増額に関
する請願(第八一二号)

一、専任・専門・正規の学校司書の配置に関する
請願(第八一二号)

一、学費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第八二五号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第八二六号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第八二七号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第八二八号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第八二九号)

一、教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願(第八三〇号)

一、旧国立競技場にあった壁画を新競技場に戻
すことに関する請願(第八三七号)

一、旧国立競技場にあった壁画を新競技場に戻すこと
に関する請願(第八三七号)

紹介議員 山本 太郎君
千九百九十九名

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第八二六号 平成二十七年四月二十八日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 東京都品川区 山口加奈 外四万
五千名

紹介議員 有田 芳生君
一千五百九十六名

この請願の趣旨は、第四五号と同じである。

第八二七号 平成二十七年四月二十八日受理
教育の無償化を目指して全ての子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 長野県松本市 横山晋 外一万七
千五百九十六名

紹介議員 吉田 博美君
一千五百九十六名

この請願の趣旨は、第五一号と同じである。

第八二八号 平成二十七年五月一日受理
旧国立競技場にあった壁画を新競技場に戻すこと
に関する請願

請願者 川崎市 大沢昌史 外百九十七名
紹介議員 松沢 成文君
二〇二〇年に開催される東京オリンピックのメ
イン会場として新国立競技場の建設が予定され
現在の国立競技場は解体されようとしている。こ
の中に日本を代表する芸術家の壁画があつた。一
九六四年東京オリンピック開催に向けて日本の芸
術を世界に示す意気込みで国立競技場に制作され
た十三作品の壁画（ガラスモザイク及びタイルモ
ザイク）である。そのうち二作品は新国立競技場
内の新博物館に設置が予定されているが、残る十
一件の作品の行き先は未定である。原画作者は富本三
郎、脇田和、寺田竹雄、大沢昌助であり、戦後日
本美術のモダニズム絵画を象徴する貴重な作品群
である。本来は制作された現国立競技場にそのまま
残り続けることが望ましいが、既に競技場解体

前に分割し切り出され、一時仮置場に移されてい
る。この東京オリンピックのメモリアルモニュメ
ントとして、国立競技場敷地内での十三作品一括
した再展示を強く求めること。

一、旧国立競技場にあった壁画を全て新競技場に
戻し保存すること。

第八二九号 平成二十七年五月一日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 東京都町田市 田巻忠 外四万九
五千名

紹介議員 吉良よしこ君
八十五名

この請願の趣旨は、第三四二号と同じである。

第八三〇号 平成二十七年五月一日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 山口県長門市 井村稔次 外九百
紹介議員 紺智子君
万八千五百四十六名

この請願の趣旨は、第三四二号と同じである。

第八三一号 平成二十七年五月一日受理
教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに行
き届いた教育を求める私学助成に関する請願

請願者 川崎市 大沢昌史 外百九十七名
紹介議員 松沢 成文君
二〇二〇年に開催される東京オリンピックのメ
イン会場として新国立競技場の建設が予定され
現在の国立競技場は解体されようとしている。こ
の中に日本を代表する芸術家の壁画があつた。一
九六四年東京オリンピック開催に向けて日本の芸
術を世界に示す意気込みで国立競技場に制作され
た十三作品の壁画（ガラスモザイク及びタイルモ
ザイク）である。そのうち二作品は新国立競技場
内の新博物館に設置が予定されているが、残る十
一件の作品の行き先は未定である。原画作者は富本三
郎、脇田和、寺田竹雄、大沢昌助であり、戦後日
本美術のモダニズム絵画を象徴する貴重な作品群
である。本来は制作された現国立競技場にそのまま
残り続けることが望ましいが、既に競技場解体

平成二十七年五月二十八日印刷

平成二十七年五月二十九日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P